

障害のある人びとの福祉

2023



広 島 県

～はじめに～

- この冊子は、障害者福祉に関するさまざまな制度やサービス、相談窓口などをまとめたものです。広く皆様にご活用いただければ幸いです。
- 掲載内容について時点の記載がない場合は、令和5年4月1日現在の情報を基に作成しています。
- 市町によって事業内容が異なる場合や、事業を実施していない場合などがありますので、詳細は市町等の各窓口にお問い合わせください。
- 各項目の対象者については、次のとおり表示しています。

- | | |
|----------|------------------------|
| 身 | = 身体障害のある人が利用できるサービス |
| 知 | = 知的障害のある人が利用できるサービス |
| 精 | = 精神障害のある人が利用できるサービス |
| 難 | = 難病等の疾病がある人が利用できるサービス |

表紙のマーク

あいサポートシンボル



障害のある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。

後ろの白いハートは、障害のある人を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER(サポートー)」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色だいだいいいろ」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい(代々)」にちなみ、あいサポートー(障害者サポートー)が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。

障害のある人びとの福祉

もくじ

1 障害者の動向	1
(1) 身体障害者(児)	1
(2) 知的障害者(児)	3
(3) 精神障害者	5
(4) 難病患者	7
(5) 発達障害者(児)	11
(6) 医療的ケア児	11
2 相談	13
主な相談窓口	13
相談の窓口	15
(1) 市・町福祉事務所及び県厚生環境事務所	15
(2) 児童相談所(こども家庭センター)<こども家庭センターの巡回相談>	16
(3) 知的障害者更生相談所(こども家庭センター)	16
(4) 身体障害者更生相談所<県立身体障害者更生相談所の定期相談会等>	17
(5) 精神保健福祉センター・保健所等	20
(6) 市町相談支援事業	22
(7) 障害児等療育支援事業所	25
(8) 療育相談の窓口	26
(9) 発達障害者支援センター	27
(10) 医療的ケア児支援センター	27
(11) 広島県精神科救急医療システム<精神科救急情報センター等>	28
(12) ろうあ者専門相談員	29
(13) ファクシミリの設置	29
(14) 身体障害者相談員	29
(15) 知的障害者相談員	29
(16) 精神保健福祉相談員	30
(17) 民生委員・児童委員及び主任児童委員	30
(18) 進行性筋萎縮症者(児)の療養相談	30
(19) 障害のある幼児児童生徒又は保護者などのための教育相談	31
(20) 難病対策センター	32
(21) 難病患者ピアサポート	32
(22) こころの健康相談	33
(23) 福祉サービス利用援助事業(かけはし)	33
(24) 若年性認知症に関する相談	33
(25) 福祉サービスに関する苦情解決について	34
(26) 地域生活定着支援センター	35
(27) 高次脳機能センター	35
3 障害者総合支援法等	37
(1) 障害者総合支援法の概要	37
(2) 福祉サービスに係る給付と事業の体系	41
(3) 利用の手続き	42
(4) 利用者負担の仕組み	43
(5) 障害児の福祉サービス	44

(6) 障害者総合支援法のサービス一覧	45
4 障害者手帳	49
(1) 身体障害者手帳	49
(身体障害者障害程度等級表)	50
(2) 療育手帳の交付	52
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	53
5 医療	54
6 年金・手当・貸付	56
(生活福祉資金貸付制度一覧)	59
7 補装具・日常生活用具	61
8 住宅	64
9 訪問系サービス・短期入所	65
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所)	
10 日中活動系サービス	66
(療養介護・生活介護・自立訓練・就労支援・自立生活援助)	
11 居住系サービス	68
(共同生活援助・施設入所支援)	
12 障害児のためのサービス	69
13 地域生活支援サービス	70
(1) 意思疎通支援	70
(2) 情報支援	71
(情報支援施設)	73
(3) 移動支援	75
(4) 地域活動支援センター	75
(5) 福祉ホーム	75
(6) 日中一時支援	76
(7) 訪問入浴サービス	76
(8) その他の生活支援	76
14 選挙	78
15 スポーツ・芸術振興	79
(1) スポーツ振興	79
(2) 芸術振興	81
16 就労	82
(1) 就労のための相談・支援機関	82
(2) 雇用の安定のための制度	84
17 税金の軽減	89

18 交通・移動等の支援	92
(1) 旅客運賃割引制度	92
(2) 有料道路通行料の割引制度	96
(3) 道路の交通の規制に関する適用除外など	97
(4) 思いや駐車場利用証交付制度	99
(5) その他の割引制度	100
(6) 自動車運転免許取得の取得について	102
19 保育及び学校教育	105
(1) 保育	105
(2) 学校教育	105
(特別支援学校一覧)	106
20 障害のある人の人権	107
(1) 障害者差別解消法について	107
(2) 障害者虐待防止法について	108
(虐待通報窓口一覧)	109
(3) 成年後見制度について	112
21 その他	113
(1) 普及啓発施策	113
(2) 福祉のまちづくりの推進	114
(3) 点字、手話、音声コード、身体障害者補助犬について	115
(4) サポートファイルについて	117
(5) 労災特別介護施設（ケアプラザ）について	118
(6) 交通事故被害者援護制度	118
(7) 障害者に関するマーク	119
(8) 広島県視覚障害者向け防災情報メールシステム	123
(9) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧	124

«資料編»

1 指定相談支援事業所

- (1) 相談支援事業所一覧
- (2) 指定障害児相談支援事業所一覧

2 障害福祉サービス事業者等

- (1) 居宅介護（重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）事業所一覧
- (2) 短期入所事業所一覧
- (3) 共同生活援助（グループホーム）一覧
- (4) 障害福祉サービス（日中活動）事業所一覧
- (5) 障害者支援施設一覧

3 障害児福祉関係施設・事業所

- (1) 児童福祉施設一覧
- (2) 障害児通所支援事業所一覧

4 地域活動支援センター一覧

5 小規模作業所一覧

6 精神病床を有する病院一覧

7 広島県内のオストメイト対応トイレ一覧

1 障害者の動向

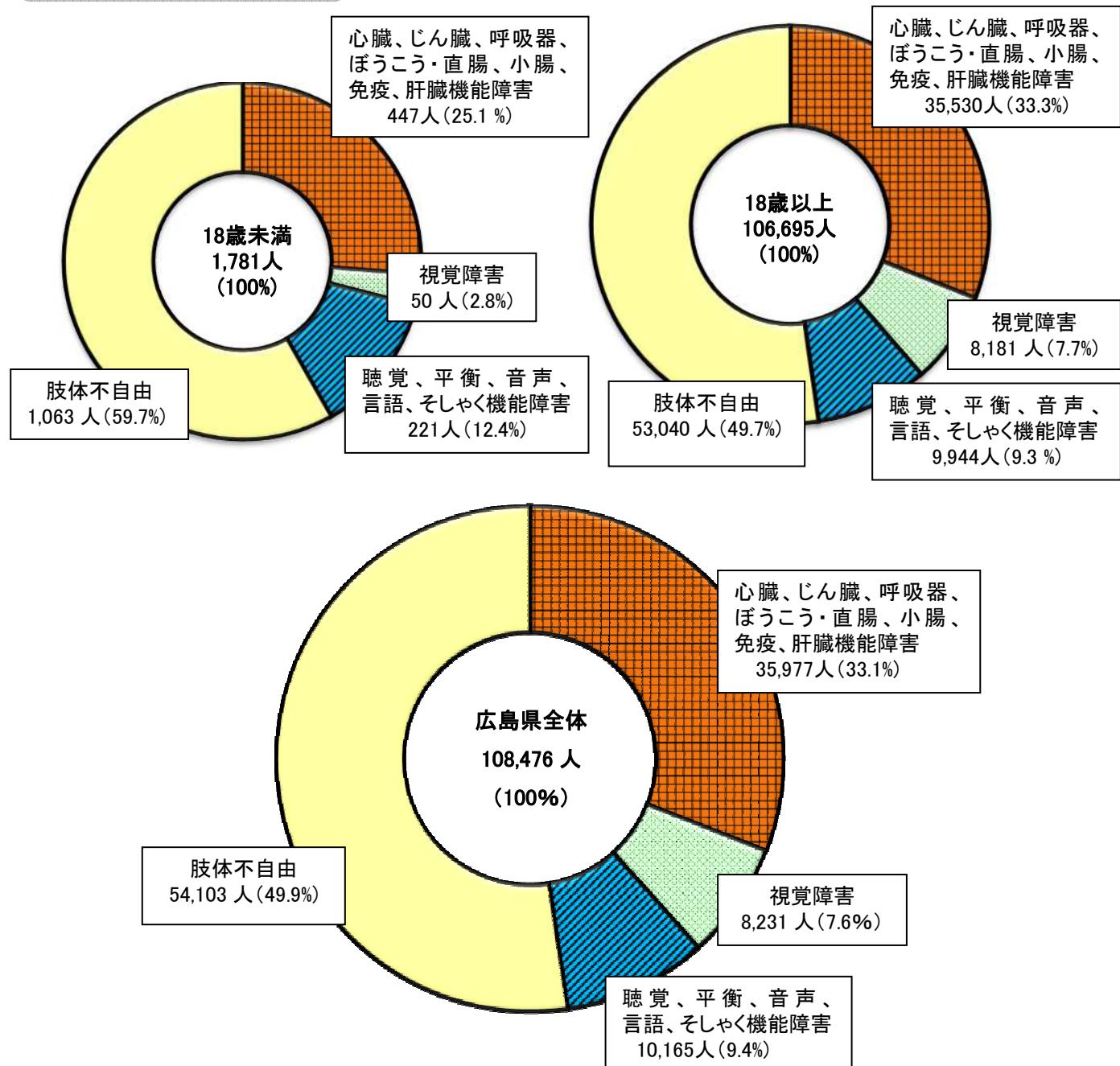
(1) 身体障害者（児）

わが国の身体障害者（児）の人数は、令和4（2022）年3月31日現在の身体障害者手帳交付数によると、4,910,098人となっています。（「福祉行政報告例」より）

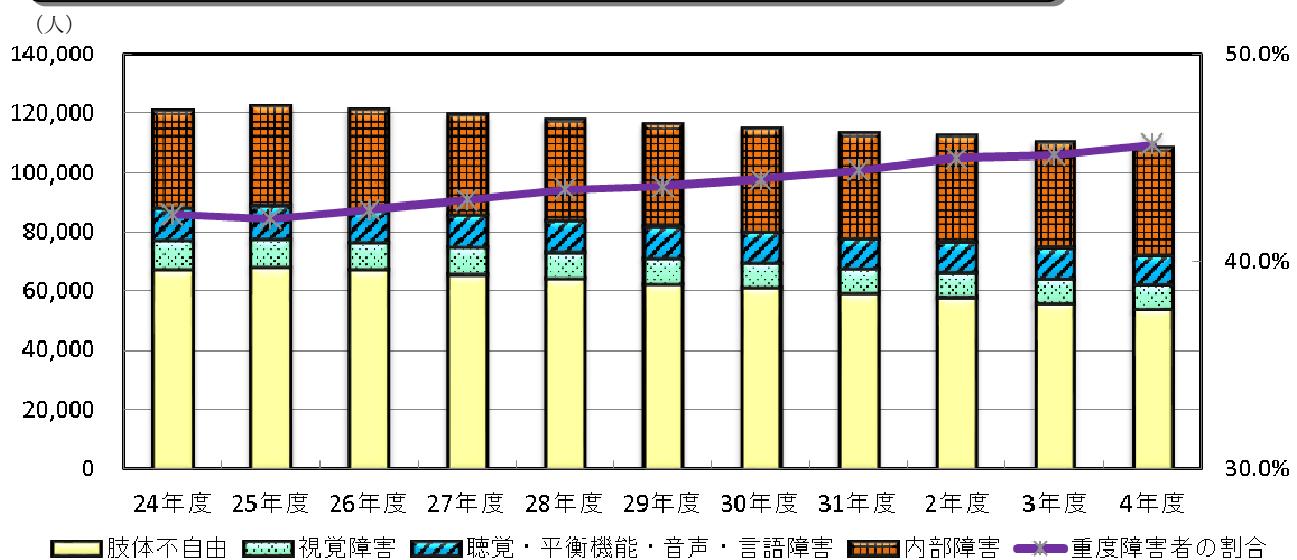
広島県の身体障害者（児）の人数は、令和5（2023）年3月31日現在の身体障害者手帳交付数によると、108,476人となっています。

これらの身体障害者（児）を、18歳未満、18歳以上の年齢別及び主な障害の種類別にみますと、次のとおりです。

障害の種別の状況



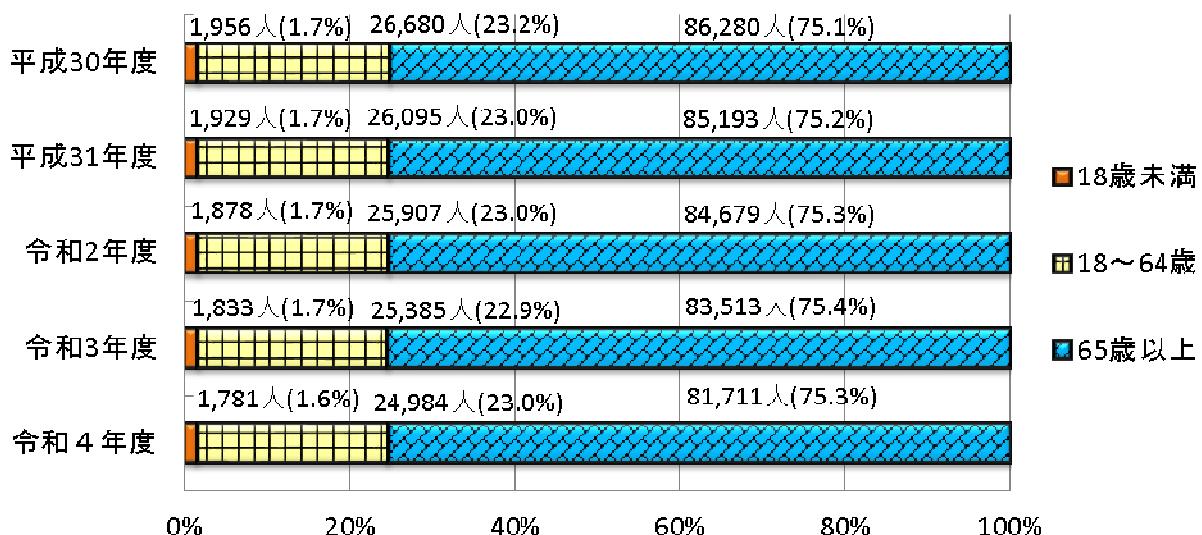
身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
肢体不自由	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302	62,613	61,149	59,281	58,109	56,291	54,103
視覚障害	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878	8,663	8,584	8,480	8,426	8,368	8,231
聴覚障害者等	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927	10,762	10,604	10,413	10,367	10,299	10,165
内部障害	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215	34,355	34,579	35,043	35,562	35,773	35,977
計	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322	116,393	114,916	113,217	112,464	110,731	108,476
重度障害者 (1~2級) (全体に 占める割合)	51,159	51,477	51,562	51,501	51,440	50,776	50,515	50,259	50,606	49,990	49,519
	42.3%	42.1%	42.5%	43.0%	43.5%	43.6%	44.0%	44.4%	45.0%	45.1%	45.6%

※当該年度 3月 31日現在 (広島市、呉市及び福山市を含む)

身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



※当該年度 3月 31日現在 (広島市、呉市及び福山市を含む)

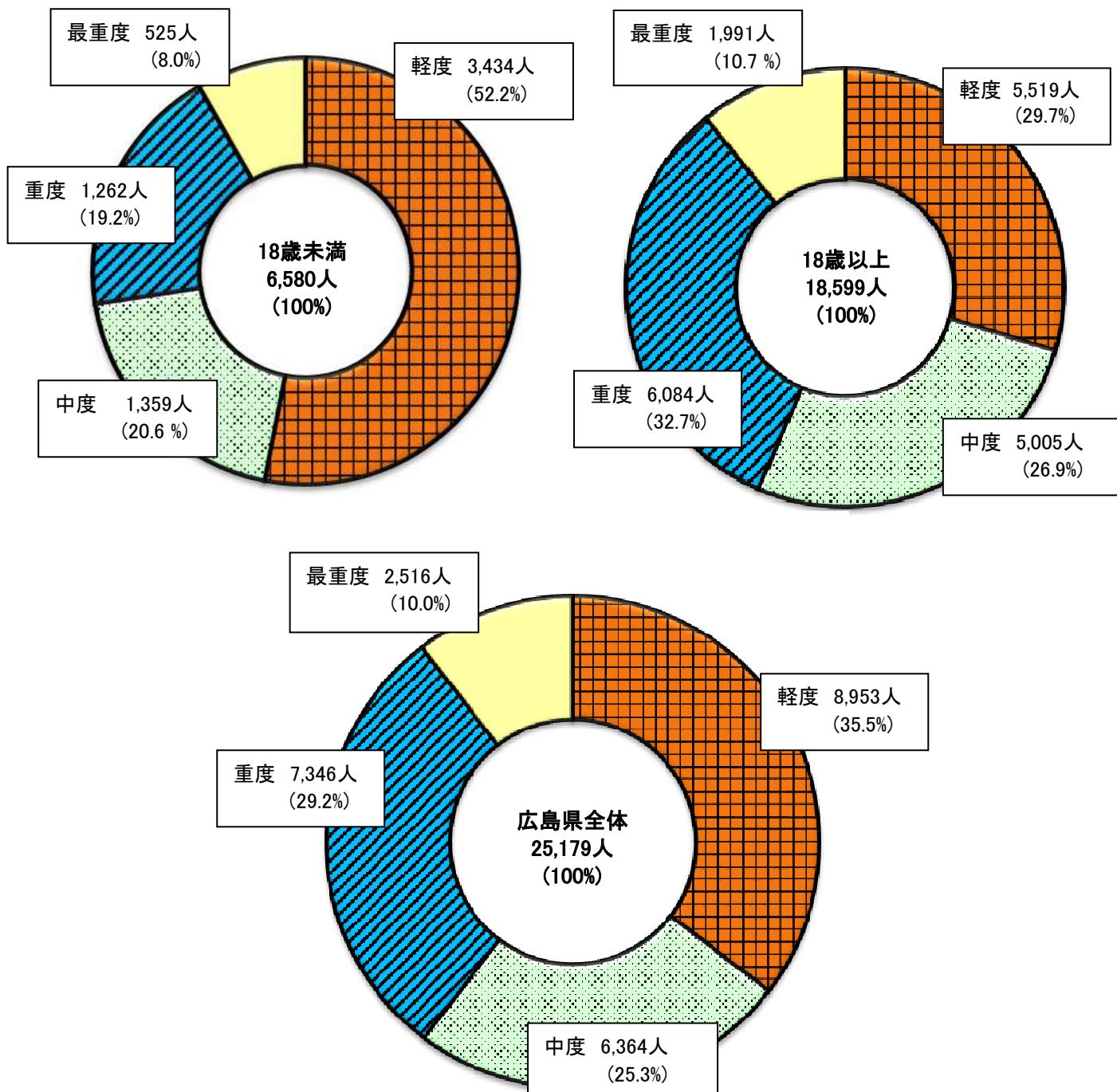
(2) 知的障害者（児）

知的障害者（児）は、その実態を把握することは困難ですが、わが国の知的障害者（児）の人数は、令和4（2022）年3月31日現在の療育手帳交付数によると、1,213,063人となっています。（「福祉行政報告例」より）

広島県における知的障害者（児）の人数は、令和5（2023）年3月31日現在の療育手帳交付台帳登載数によると、25,179人です。

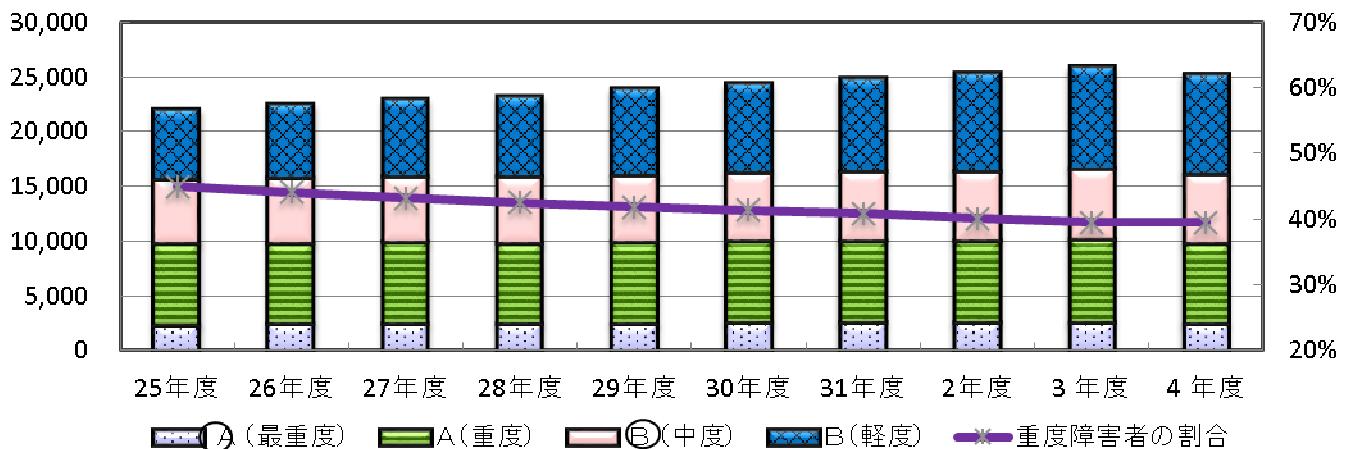
これらの知的障害者（児）を、18歳未満、18歳以上の年齢別及び障害別にみますと、次のとおりです。

障害の程度別の状況



療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者（児）の割合

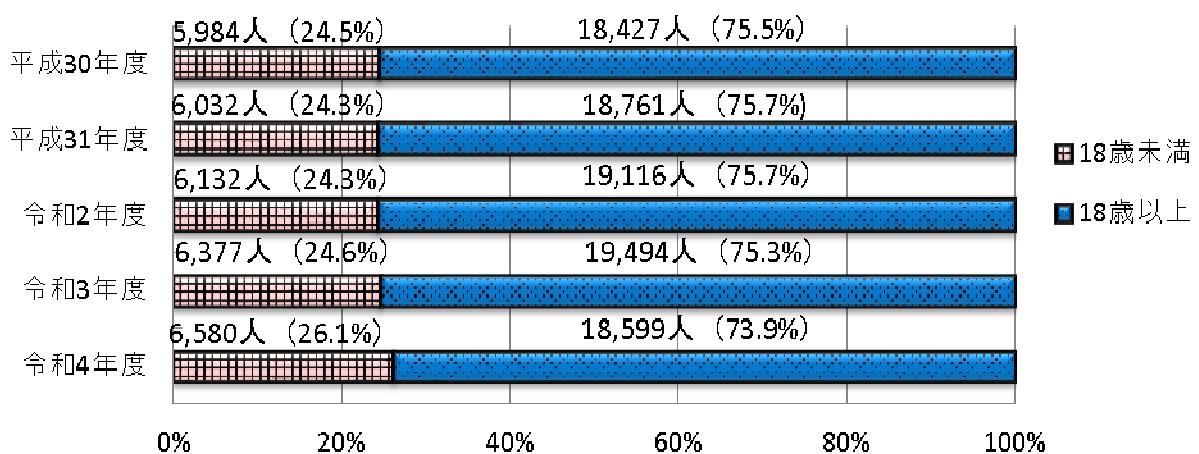
(人)



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
(A)(最重度)	2,416	2,465	2,486	2,492	2,534	2,577	2,600	2,608	2,659	2,516
A(重度)	7,948	7,442	7,469	7,369	7,449	7,516	7,546	7,520	7,572	7,346
(B)(中度)	5,836	5,942	6,043	6,032	6,139	6,193	6,227	6,317	6,465	6,364
B(軽度)	6,313	6,639	7,010	7,293	7,741	8,125	8,420	8,803	9,175	8,953
計	22,063	22,488	23,008	23,186	23,863	24,411	24,793	25,248	25,871	25,179
(A+A) (全体に占める割合)	9,914	9,907	9,955	9,861	9,983	10,093	10,146	10,128	10,231	9,862
	44.9%	44.1%	43.3%	42.5%	41.8%	41.3%	40.9%	40.1%	39.5%	39.2%

※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

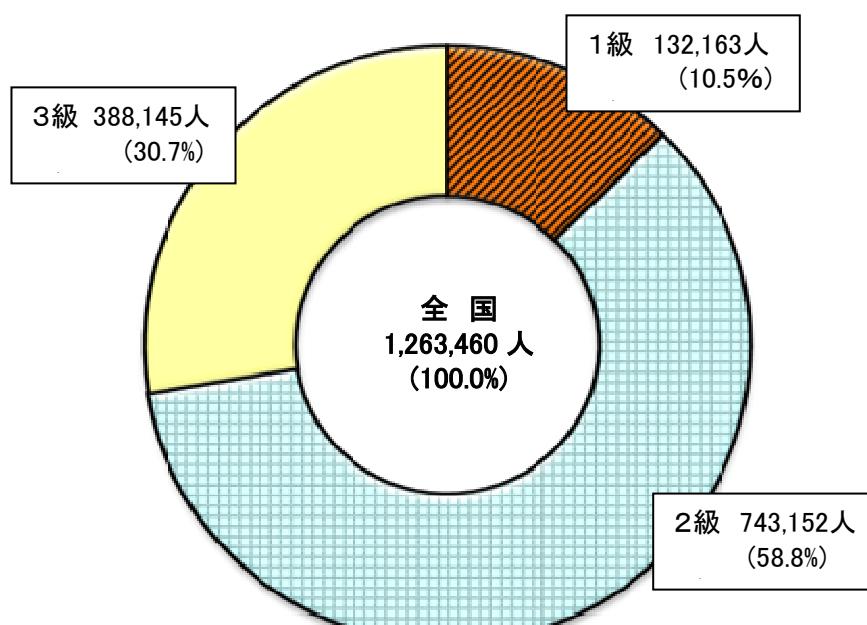
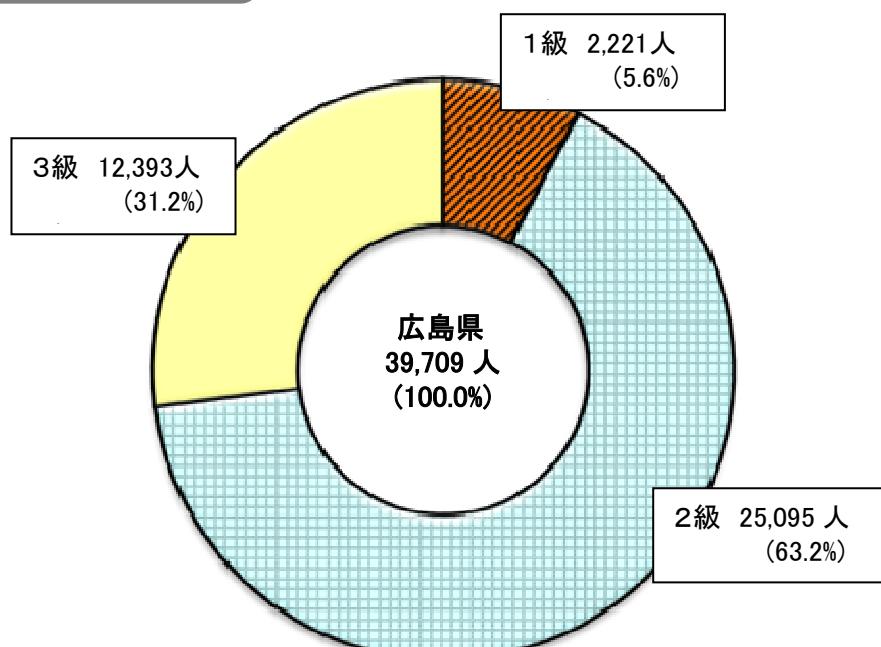
(3) 精神障害者

精神障害者は、その実態を把握することは困難ですが、わが国的精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者の人数は、令和4年（2023）年3月31日現在1,263,460人となっています。（「衛生行政報告例」より）

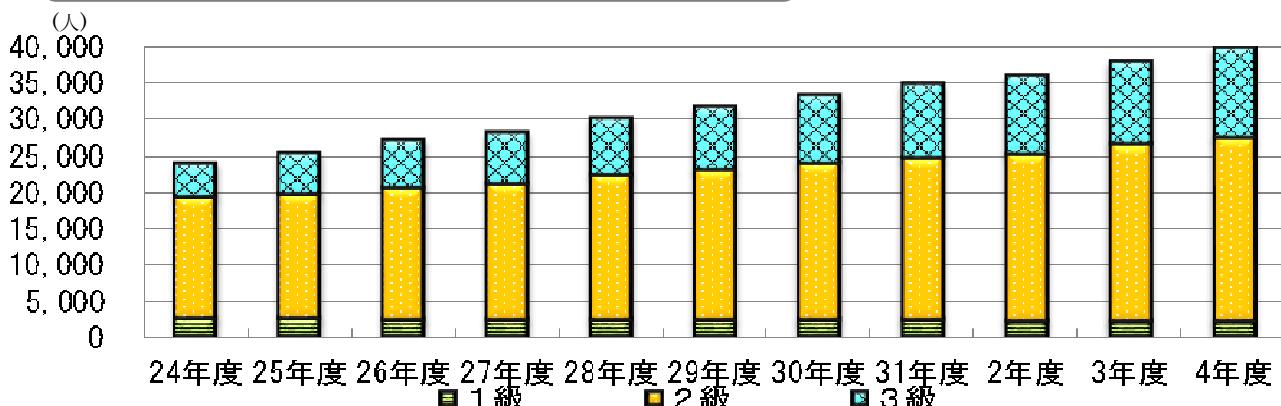
広島県における精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者の人数は、令和5年（2023）年3月31日現在39,709人です。

これらの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者を、障害の程度別にみますと、次のとおりです。

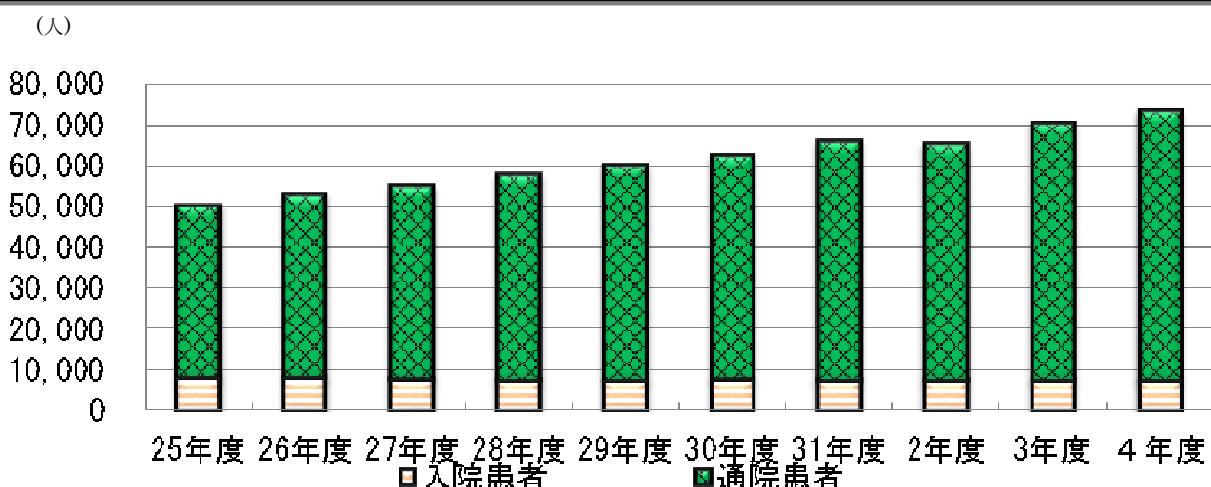
障害の程度別の状況



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



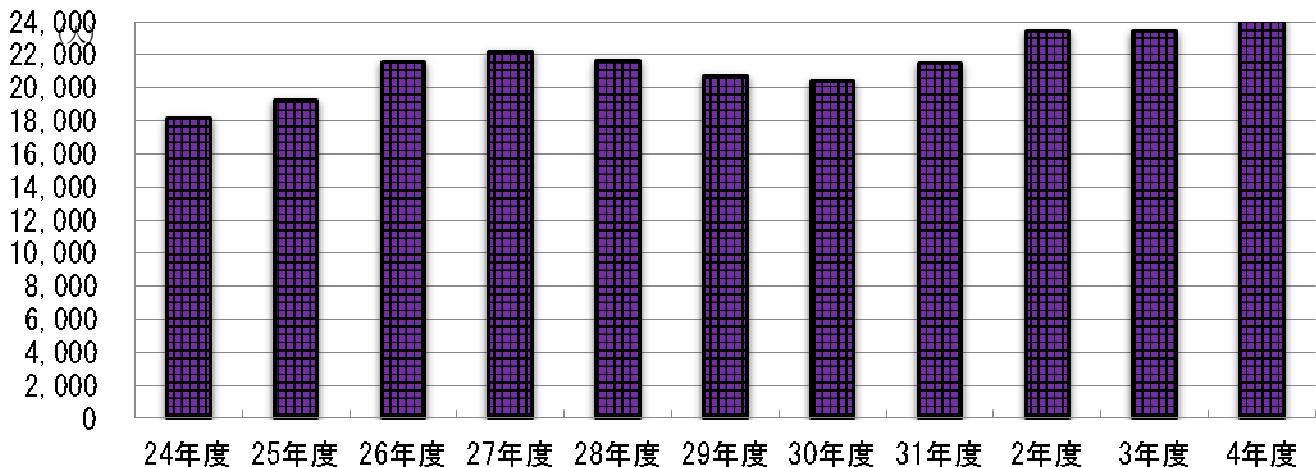
精神科病院入院患者数及び通院患者数（自立支援医療（精神通院）承認者数）



※入院患者数は各年度 6月 30日現在、通院患者数は3月 31日現在（広島市を含む）

(4) 難病患者

県内の特定医療費（指定難病）等受給者数は、令和5（2023）年3月31日現在24,230人となっています。



※平成27年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

- なお、平成27年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、次の338の疾患が「指定難病」として医療費助成の対象となっています。

（「指定難病」の対象となっていないスモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎についても、既に受給者証の交付を受けられている方は、引き続き医療費助成を受けることができます。）

「指 定 難 病 」 対 象 疾 患	
01 球脊髄性筋萎縮症 02 筋萎縮性側索硬化症 03 脊髄性筋萎縮症 04 原発性側索硬化症 05 進行性核上性麻痺 06 パーキンソン病 07 大脳皮質基底核変性症 08 ハンチントン病 09 神経有棘赤血球症 10 シャルコー・マリー・トゥース病 11 重症筋無力症 12 先天性筋無力症候群 13 多発性硬化症／視神経脊髄炎 14 慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー 15 封入体筋炎 16 クロウ・深瀬症候群 17 多系統萎縮症 18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く) 19 ライソゾーム病 20 副腎白質ジストロフィー ¹ 21 ミトコンドリア病 22 もやもや病 23 プリオン病 24 亜急性硬化性全脳炎 25 進行性多巣性白質脳症 26 HTLV-1 関連脊髄症 27 特発性基底核石灰化症 28 全身性アミロイドーシス 29 ウルリッヒ病 30 遠位型ミオパシー 31 ベスレムミオパシー 32 自己貪食空胞性ミオパシー 33 シュワルツ・ヤンペル症候群 34 神経線維腫症 35 天疱瘡 36 表皮水疱症 37 膿疮性乾癬(汎発型) 38 スティーヴンス・ジョンソン症候群 39 中毒性表皮壊死症 40 高安動脈炎 41 巨細胞性動脈炎 42 結節性多発動脈炎 43 顕微鏡的多発血管炎 44 多発血管炎性肉芽腫症 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 46 悪性関節リウマチ 47 バージャー病 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 49 全身性エリテマトーデス 50 皮膚筋炎／多発性筋炎 51 全身性強皮症 52 混合性結合組織病 53 シエーグレン症候群 54 成人スチル病 55 再発性多発軟骨炎 56 ベーチェット病 57 特発性拡張型心筋症 58 肥大型心筋症 59 拘束型心筋症 60 再生不良性貧血	61 自己免疫性溶血性貧血 62 発作性夜間ヘモグロビン尿症 63 特発性血小板減少性紫斑病 64 血栓性血小板減少性紫斑病 65 原発性免疫不全症候群 66 IgA 腎症 67 多発性囊胞腎 68 黄色韌帶骨化症 69 後縦韌帶骨化症 70 広範脊柱管狭窄症 71 特発性大腿骨頭壞死症 72 下垂体性ADH分泌異常症 73 下垂体性TSH分泌亢進症 74 下垂体性PRL分泌亢進症 75 クッシング病 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 78 下垂体前葉機能低下症 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 80 甲状腺ホルモン不応症 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 82 先天性副腎低形成症 83 アジソン病 84 サルコイドーシス 85 特発性間質性肺炎 86 肺動脈性肺高血圧症 87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 89 リンパ脈管筋腫症 90 網膜色素変性症 91 バッド・キアリ症候群 92 特発性門脈圧亢進症 93 原発性胆汁性肝硬変 94 原発性硬化性胆管炎 95 自己免疫性肝炎 96 クローン病 97 潰瘍性大腸炎 98 好酸球性消化管疾患 99 慢性特発性偽性腸閉塞症 100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 101 腸管神経節細胞僅少症 102 ルビンシュタイン・テイビ症候群 103 CFC症候群 104 コステロ症候群 105 チャージ症候群 106 クリオピリン関連周期熱症候群 107 若年性特発性関節炎 108 TNF受容体関連周期性症候群 109 非典型溶血性尿毒症症候群 110 プラウ症候群 111 先天性ミオパシー 112 マリネスコ・シェーグレン症候群 113 筋ジストロフィー ¹ 114 非ジストロフィー性ミオニー症候群 115 遺伝性周期性四肢麻痺 116 アトピー性脊髄炎 117 脊髄空洞症 118 脊髄髓膜瘤 119 アイザックス症候群 120 遺伝性ジストニア

「指 定 難 病」	対 象 疾 患
121 神経フェリチン症	181 クルーゾン症候群
122 脳表ヘモジデリン沈着症	182 アペール症候群
123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	183 ファイファー症候群
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	184 アントレー・ビクスラー症候群
125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	185 コフィン・シリス症候群
126 ペリー症候群	186 ロスマンド・トムソン症候群
127 前頭側頭葉変性症	187 歌舞伎症候群
128 ビックアースタッフ脳幹脳炎	188 多脾症候群
129 痙攣重積型(二相生)急性脳症	189 無脾症候群
130 先天性無痛無汗症	190 鰓耳腎症候群
131 アレキサンダー病	191 ウエルナー症候群
132 先天性核上性球麻痺	192 コケイン症候群
133 メビウス症候群	193 プラダード・ウィリ症候群
134 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	194 ソトス症候群
135 アイカルディ症候群	195 ヌーナン症候群
136 片側巨脳症	196 ヤング・シンプソン症候群
137 限局性皮質異形成	197 1 p 36 欠失症候群
138 神経細胞移動異常症	198 4 p 欠失症候群
139 先天性大脑白質形成不全症	199 5 p 欠失症候群
140 ドラベ症候群	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	201 アンジェルマン症候群
142 ミオクロニ一欠神てんかん	202 スミス・マギニス症候群
143 ミオクロニ一脱力発作を伴うてんかん	203 22 p 11.2 欠失症候群
144 レノクッス・ガストー症候群	204 エマヌエル症候群
145 ウエスト症候群	205 脆弱X症候群関連疾患
146 大田原症候群	206 脆弱X症候群
147 早期ミオクロニ一脳症	207 総動脈幹遺残症
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	208 修正大血管転位症
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	209 完全大血管転位症
150 環状20番染色体症候群	210 单心室症
151 ラスマッセン脳炎	211 左心低形成症候群
152 PCDH19関連症候群	212 三尖弁閉鎖症
153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
155 ランドウ・クレフナー症候群	215 フアロー四徴症
156 レット症候群	216 両大血管右室起始症
157 スタージ・ウェーバー症候群	217 エプスタイン病
158 結節性硬化症	218 アルポート症候群
159 色素性乾皮症	219 ギャロウェイ・モワト症候群
160 先天性魚鱗癖	220 急速進行性糸球体腎炎
161 家族性良性慢性天疱瘡	221 抗糸球体基底膜腎炎
162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	222 一次性ネフローゼ症候群
163 特発性後天性全身性無汗症	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
164 眼皮膚白皮症	224 紫斑病性腎炎
165 肥厚性皮膚骨膜症	225 先天性腎性尿崩症
166 弹性線維性仮性黄色腫	226 間質性膀胱炎(ハンナ型)
167 マルファン症候群	227 オスラー病
168 エーラス・ダンロス症候群	228 閉塞性細気管支炎
169 メンケス病	229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
170 オクシピタル・ホーン症候群	230 肺胞低換気症候群
171 ウィルソン病	231 α1-アンチトリプシン欠乏症
172 低ホスファターゼ症	232 カーニー複合
173 VATER症候群	233 ウォルフラム症候群
174 那須・ハコラ病	234 ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
175 ウィーバー症候群	235 副甲状腺機能低下症
176 コフィン・ローリー症候群	236 偽性副甲状腺機能低下症
177 ジュベール症候群	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
178 モワット・ウィルソン症候群	238 ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
179 ウィリアムズ症候群	239 ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
180 ATR-X症候群	240 フェニルケトン尿症

「 指 定 難 病 」	対 象 疾 患
241 高チロシン血症 1型	301 黄斑ジストロフィー
242 高チロシン血症 2型	302 レーベル遺伝性視神経症
243 高チロシン血症 3型	303 アッシャー症候群
244 メープルシロップ尿症	304 若年発症型両側性感音難聴
245 プロピオニ酸血症	305 遅発性内リンパ水腫
246 メチルマロン酸血症	306 好酸球性副鼻腔炎
247 イソ吉草酸血症	307 カナバン病
248 グルコーストランスポーター1欠損症	308 進行性白質脳症
249 グルタル酸血症 1型	309 進行性ミオクローヌスでんかん
250 グルタル酸血症 2型	310 先天異常症候群
251 尿素サイクル異常症	311 先天性三尖弁狭窄症
252 リジン尿性蛋白不耐症	312 先天性僧帽弁狭窄症
253 先天性葉酸吸収不全	313 先天性肺静脈狭窄症
254 ポルフィリン症	314 左肺動脈右肺動脈起始症
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	315 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX 1 B関連腎症
256 筋型糖原病	316 カルニチン回路異常症
257 肝型糖原病	317 三頭酵素欠損症
258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	318 シトリン欠損症
259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	319 セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
260 シトステロール血症	320 先天性グリコシルホスフィチジルイノリトール (GPI)欠損症
261 タンジール病	321 非ケトーシス型高グリシン血症
262 原発性高カイロミクロン血症	322 β-ケトチオラーゼ欠損症
263 脳膜黄色腫症	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
264 無βリポタンパク血症	324 メチルグルタコン酸尿症
265 脂肪萎縮症	325 遺伝性自己炎症疾患
266 家族性地中海熱	326 大理石骨症
267 高IgD症候群	327 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限 る。)
268 中條・西村症候群	328 前眼部形成異常
269 化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	329 無虹彩症
270 慢性再発性多発性骨髄炎	330 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
271 強直性脊椎炎	331 特発性中心性キャッスルマン病
272 進行性骨化性線維異形成症	332 膜様滴状角膜ジストロフィー
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
274 骨形成不全症	334 脳クレアチン欠乏症候群
275 タナトフォリック骨異形成症	335 ネフロン癆
276 軟骨無形成症	336 家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
277 リンパ管腫症／ゴーハム病	337 ホモシスチン尿症
278 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	338 進行性家族性肝内胆汁うつ滞症
279 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	
280 巨大動静脉奇形(頸部顔面又は四肢病変)	
281 クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	
282 先天性赤血球形成異常性貧血	
283 後天性赤芽球病	
284 ダイアモンド・ブラックファン貧血	
285 ファンコニ貧血	
286 遺伝性鉄芽球性貧血	
287 エプスタイン症候群	
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
289 クロンカイト・カナダ症候群	
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	
291 ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	
292 総排泄腔外反症	
293 総排泄腔遺残	
294 先天性横隔膜ヘルニア	
295 乳幼児肝巨大血管腫	
296 胆道閉鎖症	
297 アラジール症候群	
298 遺伝性膀胱炎	
299 囊胞性線維症	
300 IgG4関連疾患	

(5) 発達障害者（児）

広島県の発達障害者（児）数は明らかになつていませんが、文部科学省が令和4年（2022）年1月から2月にかけて実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学習や行動に困難のある発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推定値）は8.8%という結果が出ています。

一方、厚生労働省が令和2年10月に全国の病院及び診療所を利用した患者を対象として実施した「患者調査」（令和4年6月公表）の結果では、医療機関を継続的に受療している発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害の総患者数は約59万人となっています。

また、同省が平成28年に実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」では、医師から発達障害と診断された者の数（推計値）は、48万1,000人という結果が出ています。

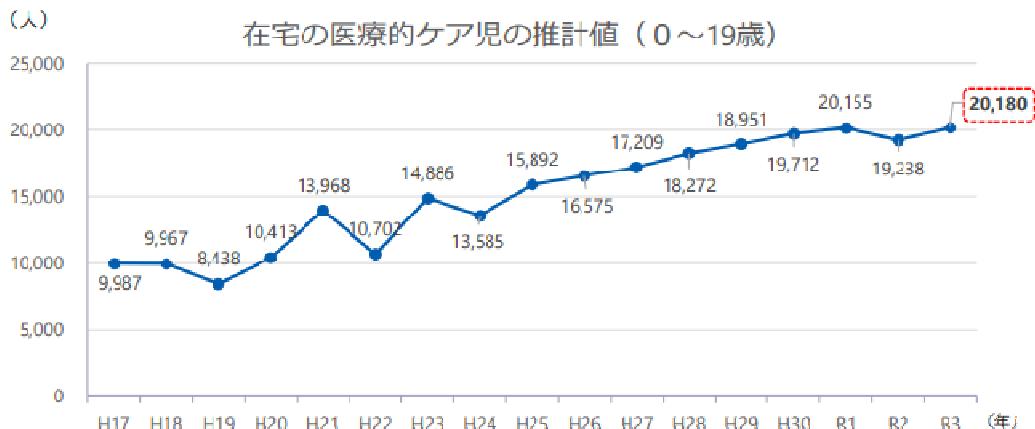
(6) 医療的ケア児

医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍するもの）」（※）のことであり、医療技術の進歩に伴つて増加していると推計されており、その実態も多様化しています。

厚生労働省の推計では、在宅の医療的ケア児数は、令和3年度には全国で約20,000人と推計されており、平成17年度の約10,000人から、16年間で約2倍の数に増加しています。

また、同推計では、平成28年10月1日現在の本県の医療的ケア児数は422人と推計されているところ、令和3年度に県が実施した「医療的ケア児及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査」の結果からは、県内の在宅の医療的ケア児数は499人であることが確認されました。

※ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」第2条の定義による。同様に、医療的ケアは「人工呼吸器による管理、喀痰吸引その他の医療行為」と定義されている。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

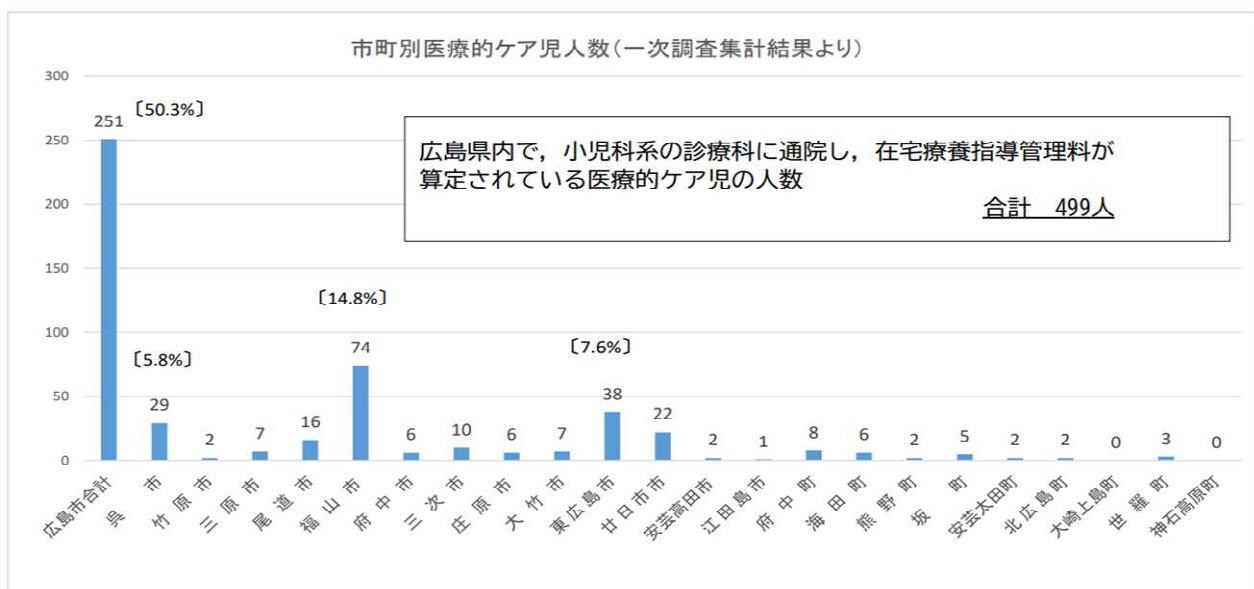
都道府県別の医療的ケア児数(推計値)及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値
(平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用)

番号	都道府県	人口 (千人)	20歳未満 人口(千人)	医療的ケア児		医療的ケア児 1万人あたり	医療的ケア児 20歳未満1万人
				推計値	1万人あたり		
0	全国	126,933	21,820	17,058	1.344	7,818	
1	北海道	5,352	837	615	1.148	7,343	
2	青森県	1,293	207	101	0.783	4,891	
3	岩手県	1,268	207	130	1.022	6,260	
4	宮城県	2,330	399	374	1.604	9,365	
5	秋田県	1,010	147	97	0.962	6,610	
6	山形県	1,113	184	105	0.946	5,725	
7	福島県	1,901	319	199	1.049	6,249	
8	茨城県	2,905	504	402	1.382	7,968	
9	栃木県	1,966	343	275	1.400	8,022	
10	群馬県	1,967	344	265	1.348	7,706	
11	埼玉県	7,289	1,257	664	0.911	5,280	
12	千葉県	6,236	1,053	758	1.215	7,195	
13	東京都	13,624	2,093	2,140	1.571	10,225	
14	神奈川県	9,145	1,564	1,094	1.196	6,992	
15	新潟県	2,286	379	262	1.145	6,906	
16	富山県	1,061	177	115	1.087	6,516	
17	石川県	1,151	204	148	1.283	7,239	
18	福井県	782	143	100	1.278	6,987	
19	山梨県	830	144	90	1.082	6,238	
20	長野県	2,088	367	311	1.490	8,476	
21	岐阜県	2,022	367	263	1.301	7,166	
22	静岡県	3,688	647	559	1.516	8,639	
23	愛知県	7,507	1,398	1,044	1.391	7,468	
24	三重県	1,808	321	171	0.943	5,312	
25	滋賀県	1,413	276	270	1.911	9,783	
26	京都府	2,605	439	295	1.131	6,712	
27	大阪府	8,833	1,514	1,380	1.562	9,115	
28	兵庫県	5,520	975	809	1.465	8,294	
29	奈良県	1,356	237	166	1.227	7,018	
30	和歌山県	954	162	108	1.130	6,656	
31	鳥取県	570	100	124	2,180	12,425	
32	島根県	690	119	73	1.063	6,162	
33	岡山県	1,915	343	345	1.799	10,044	
34	広島県	2,837	509	422	1.487	8,287	
35	山口県	1,394	233	131	0.943	5,640	
36	徳島県	750	121	67	0.889	5,510	
37	香川県	972	169	99	1.014	5,833	
38	愛媛県	1,375	232	193	1.406	8,333	
39	高知県	721	115	79	1.097	6,877	
40	福岡県	5,104	926	796	1.560	8,598	
41	佐賀県	828	157	99	1.200	6,327	
42	長崎県	1,367	242	169	1.233	6,966	
43	熊本県	1,774	325	264	1.487	8,115	
44	大分県	1,160	199	142	1.221	7,119	
45	宮崎県	1,096	201	185	1.684	9,183	
46	鹿児島県	1,637	297	244	1.492	8,224	
47	沖縄県	1,439	331	320	2,222	9,660	

※1 平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」
(田村班)」報告書より抜粋

※2 医療機関所在地からの集計結果のため、患者の住所地とは異なる場合もあることに留意

[令和3年度 広島県「医療的ケア児及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査」結果]



出典：広島県ホームページ「令和3年度医療的ケア児及びその家族の生活状況や支援ニーズに係る調査結果」より抜粋

2 相談

県、市町、障害者団体等において、障害のある人やその家族のさまざまな問題や公的サービスの利用に係る相談、情報提供などを行っています。

主な相談窓口

相談窓口	業務内容
市・町福祉事務所	障害のある人の相談に応じ、必要な援助を行っています。
県厚生環境事務所	障害のある人の相談に応じています。
こども家庭センター (児童相談所) (知的障害者更生相談所)	18歳未満の児童の問題について相談に応じています。 児童福祉施設への入所手続きを行っています。(ただし、児童発達支援センターへの通園の手続きは市町) また、知的障害のある児童の療育手帳の判定と交付を行っています。 なお、広島市には広島市児童相談所が設置されています。
	18歳以上の知的障害のある人について相談に応じています。 また、18歳以上の知的障害のある人の療育手帳の判定と交付を行っています。 なお、広島市には広島市知的障害者更生相談所が設置されています。
身体障害者更生相談所	身体に障害のある人の自立と社会参加をすすめるために、医師、看護師、保健師、作業療法士、身体障害者福祉司、ろうあ者専門相談員などによる専門的な相談指導、補装具・自立支援医療(更生医療)の給付等の医学判定等を行っています。 なお、広島市には広島市身体障害者更生相談所が設置されています。
精神保健福祉センター	県及び広島市に設置され、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導事業、保健所・市町の関係機関に対する指導・援助を行っています。精神障害者保健福祉手帳交付の際の判定事務や自立支援医療(精神通院医療)の支給認定の判定も行っています。
保健所・保健センター	保健所は、県、広島市、福山市及び呉市に、保健センターは広島市各区及び市町に設置され、精神保健及び精神障害者福祉など、様々な地域保健福祉活動を行っています。
市町相談支援事業所	障害のある人からのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等を総合的に実施しています。
障害児等療育支援事業所	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談、施設支援などを行っています。
発達障害者支援センター	発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や関係機関への紹介を行っています。
広島県医療的ケア児支援センター	医療的ケア児とその家族が抱える様々な悩みや困りごとの相談を受け付け、必要に応じて、適切な支援につながるよう、市町や医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関と連携した対応を行うほか、医療的ケア児とその家族の支援に関する積極的な情報発信を行います。 また、情報の集約点として、優良事例の展開や支援に係るノウハウの提供等、体制が十分に整備されていない市町や地域の医療的ケア児等コーディネーターの実施する支援をサポートします。 (同センターの詳細及び連絡先等については、27ページ参照)

相談窓口	業務内容
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の職業的自立を実現するために、公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関と連携して、就労相談、適性評価、職場開拓及び定着支援を行っています。
指定一般相談支援事業所	基本相談支援に加え、障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人が地域生活へ移行するための支援を行います。また、居宅において単身で生活している障害のある人の當時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行っています。
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	基本相談支援に加え、障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行っています。
広島県障害者権利擁護センター	使用者(障害者を雇用する事業主等)による障害者虐待(疑いのある場合を含む)を発見した人からの通報又は虐待を受けている障害者本人からの届出を受付け、事実確認などの対応を行います。また、障害者及び養護者支援に関する相談対応、相談機関の紹介を行っています。
市町障害者虐待防止担当課 市町障害者虐待防止センター	養護者(親、親族、同居人等)、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待(疑いのある場合を含む)を発見した人からの通報又は虐待を受けている障害者本人からの届出を受付け、事実確認などの対応を行います。また、養護者による障害者虐待の防止などについての相談、指導及び助言を行っています。
障害者差別解消法に基づく 相談窓口	障害のある人に正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限したり、合理的な配慮が提供されない場合に、障害者本人や家族などからの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るために関係機関との連絡、調整などを行っています。

相談の窓口

(1) 市・町福祉事務所及び県厚生環境事務所

市・町福祉事務所、県厚生環境事務所では、障害のある人のいろいろな問題について、相談に応じたり必要な援助を行っています。

◆市・町福祉事務所

相談機関名	郵便番号	所在 地	電話番号	FAX番号
広島市	中 730-8565	広島市中区大手町四丁目 1-1	082-504-2588	082-504-2175
	東 732-8510	〃 東区東蟹屋町 9-34	082-568-7734	082-568-7781
	南 734-8523	〃 南区皆実町一丁目 4-46	082-250-4132	082-252-2949
	西 733-8535	〃 西区福島町二丁目 24-1	082-294-6346	082-294-6311
	安佐南 731-0194	〃 安佐南区中須一丁目 38-13	082-831-4946	082-879-8565
	安佐北 731-0221	〃 安佐北区可部三丁目 19-22	082-819-0608	082-815-0466
	安芸 736-8555	〃 安芸区船越南三丁目 2-16	082-821-2816	082-821-2832
	佐伯 731-5195	〃 佐伯区海老園一丁目 4-5	082-943-9769	082-923-1611
呉 市	737-8501	呉市中央四丁目 1-6	0823-25-3135	0823-25-2522
竹原市	725-8666	竹原市中央五丁目 1-35	0846-22-7743	0846-23-0140
三原市	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	0848-67-6060	0848-64-2130
尾道市	722-8501	尾道市久保一丁目 15-1	0848-38-9125	0848-38-9206
福山市	720-8501	福山市東桜町 3-5	084-928-1208	084-928-1730
府中市	726-8601	府中市府川町 315	0847-43-7148	0847-45-3206
三次市	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	0824-65-2051	0824-62-6285
庄原市	727-8501	庄原市中本町一丁目 10-1	0824-73-1210	0824-75-0245
大竹市	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	0827-59-2146	0827-57-7185
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0180	082-420-0181
廿日市市	738-8512	廿日市市新宮一丁目 13-1	0829-30-9152	0829-20-1611
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5615	0826-42-2130
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原 505	0823-43-1638	0823-57-4432
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5-1	082-286-3161	082-283-5775
海田町	736-8601	安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9207	082-823-9627
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	082-820-5635	082-854-8009
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	082-820-1505	082-820-1521
安芸太田町	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236	0826-25-0250	0826-22-0686
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851	0826-72-5242
大崎上島町	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0301	0846-62-0304
世羅町	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷 947	0847-25-0072	0847-25-0070
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701	0847-89-3335	0847-85-3394

◆県厚生環境事務所

相談機関名	郵便番号	所在 地	電話番号	FAX番号
西部厚生	738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
広島支所	730-0011	広島市中区基町 10-52	082-228-2111	082-511-8707
呉支所	737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	0823-22-5994
西部東厚生	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	082-422-4161
東部厚生	722-0002	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	0848-25-2461
福山支所	720-8511	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311	084-928-7882
北部厚生	728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	0824-63-5190

(2) 児童相談所（こども家庭センター）

18歳未満の児童の問題について相談に応じています。

児童福祉施設への入所手続きを行っています。（ただし、児童発達支援センターへの通園の手続きは市町。）

また、知的障害のある児童の療育手帳の判定と交付を行っています。

◆こども家庭センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0381	082-256-5520
東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340	084-951-2379
北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	0824-63-9743

《こども家庭センター担当地域》

相談機関名	担当地域
西部こども家庭センター	呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町
東部こども家庭センター	三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町
北部こども家庭センター	三次市・庄原市

※各「こども家庭センター」は、児童相談、知的障害者更生相談及び婦人相談（配偶者暴力相談）の機能を有しています。

◆広島市児童相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町二丁目15-55	082-263-0694	082-263-0705

(3) 知的障害者更生相談所（こども家庭センター）

18歳以上の知的障害のある人についての相談に応じています。

また、18歳以上の知的障害のある人の療育手帳の判定と交付を行っています。

◆こども家庭センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0381	082-256-5520
東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340	084-951-2379
北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	0824-63-9743

※各「こども家庭センター」は、児童相談、知的障害者更生相談及び婦人相談（配偶者暴力相談）の機能を有しています。

※担当地域は、(2) 児童相談所（こども家庭センター）と同様です。

◆広島市知的障害者更生相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島市知的障害者更生相談所	732-0052	広島市東区光町二丁目15-55	082-263-3695	082-263-0705

(4) 身体障害者更生相談所

身体障害者更生相談所では、身体に障害のある人の自立と社会参加をすすめるために、医師、看護師、保健師、作業療法士、身体障害者福祉司、ろうあ者専門相談員などによる専門的な相談指導、補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学判定等を行っています。

◆県立身体障害者更生相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
県立身体障害者更生相談所	739-0036	東広島市西条町田口 295-3 (県立障害者リハビリテーションセンター内)	082-425-1455 (代)	082-425-1634

◆県立身体障害者更生相談所の定期相談会等

県立身体障害者更生相談所では、次のとおり専門の医師等による無料相談会を開設しています。
相談のある人は、住所地の市町に相談してください。

○視覚障害に関する相談

所在地	開設日	受付時間
県東部厚生環境事務所福山支所 (福山市三吉町一丁目 1-1)	7・11・3月(義眼相談のみ) 第一木曜日	10:00～12:00

○聴覚障害に関する相談

所在地	開設日	受付時間	判定開始時間
スポーツ交流センターおりづる (東広島市西条町田口 295-3)	6・9・12・3月 第一金曜日	13:00～13:45	14:00～
すこやかセンターくれ (呉市和庄一丁目 2-13)	5・7・9・11・1月 3月 第三水曜日 第二水曜日	13:00～13:45	14:00～
三原市中央公民館 (三原市円一町 2-3-1)	6・10・2月 第一水曜日	12:30～13:15	13:30～
尾道市人権文化センター (尾道市防地町 26-24)	4・8・12月 第二水曜日	13:00～13:45	14:00～
廿日市市総合健康福祉センター (山崎本社みんなのあいプラザ) (廿日市市新宮一丁目 13-1)	7・11・3月 第一水曜日	13:00～13:45	14:00～
県東部厚生環境事務所福山支所 (福山市三吉町一丁目 1-1)	4・6・8・10・12・2月 第一木曜日	13:00～13:45	14:00～
県北部厚生環境事務所 (三次市十日市東四丁目 6-1)	4・6・8・10・12・2月 第三火曜日	13:00～13:45	14:00～
ひまわりプラザ (安芸郡海田町南つくも町 11-16)	5・9・1月 第二火曜日	13:00～13:45	14:00～

※補聴器に関する相談及び医学的判定：市町へ事前に申請してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止になる場合があります。

○肢体障害に関する相談

所 在 地	開 設 日	受付時間	判定開始時間
県立身体障害者更生相談所 (東広島市西条町田口 295-3)	5・6・10・11・12・2・ 3月 第一・三月曜日	13:00～ 14:00	14:00～
	7・9月 第一月曜日		
	4・1月 第三月曜日		
すこやかセンターくれ (呉市和庄一丁目 2-13)	4・6・7・8・10・11・ 12・2月 第三水曜日	9:30～10:15	10:15～
	3月 第二水曜日		
三原市総合保健福祉センター (サン・シープラザ) (三原市城町 1-2-1)	6・10月・2月 第四木曜日	13:00～ 14:00	14:00～
尾道市人権文化センター (尾道市防地町 26-24)	5・7・9・1・3月 第四金曜日	13:00～ 14:00	14:00～
	11月 第三金曜日		
廿日市市総合健康福祉センター (山崎本社みんなのあいプラザ) (廿日市市新宮1丁目 13-1)	5・7・9・11・1・3月 第二金曜日	13:00～ 14:00	14:00～
県東部厚生環境事務所福山支所 (福山市三吉町一丁目 1-1)	4・6・7・8・10・11・ 12・2・3月 第二火曜日	13:00～ 14:00	14:00～
	9月 第一火曜日		
	5・1月 第四火曜日		
県北部厚生環境事務所 (三次市十日市東四丁目 6-1)	5・7・9・11・1・ 3月 第三火曜日	13:00～ 14:00	14:00～
ひまわりプラザ (安芸郡海田町南つくも町 11-16)	6・10・12月・2月 第二金曜日	13:00～ 14:00	14:00～
北広島町役場 (山県郡北広島町有田 1234)	6月 30日(金) 10月 27日(金)	10:00～ 10:30	10:30～
安芸高田市民文化センター クリスタルアージョ (安芸高田市吉田町吉田 761)	6月 30日(金) 10月 27日(金)	13:00～ 14:00	14:00～

※車椅子、義肢、装具等に関する相談及び医学的判定：市町へ事前に申請してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止になる場合があります。

◆広島市身体障害者更生相談所

相談機関名	郵便番号	所在 地	電話番号	FAX 番号
広島市身体障害者更生相談所	731-3168	広島市安佐南区伴南一丁目 39-1	082-849-2802	082-848-8003

◆広島市身体障害者更生相談所の相談

相談日 月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除きます。

◆広島市身体障害者更生相談所の判定

○肢体不自由に関する判定

所 在 地	開 設 日	対象者
広島市安佐南区伴南一丁目 39-1 広島市総合リハビリテーションセンター内	水曜日(第1～4週)	原則として広島市内にお住まいの「肢体に障害のある方」に限ります。

※福祉事務所（各区厚生部福祉課）の紹介（依頼）が必要ですが、状況に応じて直接相談を受ける場合もあります。事前に予約してください。

○聴覚に関する判定

所 在 地	開 設 日	対象者
広島市安佐南区伴南一丁目 39-1 広島市総合リハビリテーションセンター内	金曜日(第1週) 木曜日(第2～4週)	原則として広島市内にお住まいの「聴覚に障害のある方」に限ります。

※福祉事務所（各区厚生部福祉課）の紹介（依頼）が必要ですが、状況に応じて直接相談を受ける場合もあります。事前に予約してください。

(5) 精神保健福祉センター・保健所等

精神保健福祉センター・保健所等では、地域における精神保健福祉の向上を図るため、医師、保健師、精神保健福祉相談員等が、こころの悩みに関する相談に応じています。

面接相談を希望する人は、あらかじめ電話で相談日時・場所等を確認してください。

◆精神保健福祉センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	所管区域
県立総合精神保健福祉センター	731-4311	安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	082-884-1051	082-885-3447	広島市以外
広島市精神保健福祉センター	730-0043	広島市中区富士見町 11-27	082-245-7731	082-245-9674	広島市

◆保健所・保健センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	所管区域
西部保健所	738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181	0829-32-3244	大竹市、廿日市市
西部保健所広島支所	730-0011	広島市中区基町 10-52	082-513-5521	082-511-8707	安芸高田市、安芸郡、山県郡
西部保健所呉支所	737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	0823-22-5994	江田島市
西部東保健所	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	082-422-5048	竹原市、東広島市 豊田郡
東部保健所	722-0002	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	0848-25-2463	三原市、尾道市、世羅郡
東部保健所福山支所	720-8511	福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311	084-928-7882	府中市、神石郡
北部保健所	728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	0824-63-5190	三次市、庄原市
広島市中保健センター	730-8565	広島市中区大手町四丁目 1-1	082-504-2109	082-504-2175	広島市中区
広島市東保健センター	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-34	082-568-7735	082-568-7790	広島市東区
広島市南保健センター	734-8523	広島市南区皆実町一丁目 4-46	082-250-4133	082-254-9184	広島市南区
広島市西保健センター	733-8535	広島市西区福島町二丁目 24-1	082-294-6384	082-294-6311	広島市西区
広島市安佐南保健センター	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目 38-13	082-831-4944	082-870-2255	広島市安佐南区
広島市安佐北保健センター	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 19-22	082-819-0616	082-819-0602	広島市安佐北区
広島市安芸保健センター	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目 2-16	082-821-2820	082-821-2832	広島市安芸区
広島市佐伯保健センター	731-5195	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5	082-943-9733	082-923-1611	広島市佐伯区
呉市保健所西保健センター	737-0041	呉市和庄一丁目 2-13	0823-25-3542	0823-25-3888	呉市
呉市保健所東保健センター	737-0112	呉市広古新開二丁目 1-3	0823-71-9176	0823-74-3309	呉市
福山市保健所	720-8512	福山市三吉町南二丁目 11-22	084-928-3421	084-928-1143	福山市

市町

市町担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX 番号
竹原市健康福祉課	725-0026	竹原市中央三丁目 14-1	0846-22-7157	0846-22-7158
三原市保健福祉課	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	0848-67-6053	0848-64-2130
尾道市健康推進課	722-0017	尾道市門田町 22-5	0848-24-1962	0848-24-1966
府中市健康推進課	726-0011	府中市広谷町 919-3	0847-47-1310	0847-47-1320
三次市健康推進課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	0824-62-6257	0824-62-6382
庄原市保健医療課	727-8501	庄原市中本町一丁目 10-1	0824-73-1255	0824-75-0195
大竹市保健医療課	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	0827-59-2140	0827-57-7130
東広島市医療保健課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0936	082-422-2416
廿日市市障害福祉課	738-8512	廿日市市新宮一丁目 13-1	0829-30-9128	0829-20-1611
安芸高田市健康長寿課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5633	0826-47-1282
江田島市保健医療課	737-2297	江田島市大柿町大原 505	0823-43-1639	0823-57-4432
府中町健康推進課	735-0023	安芸郡府中町浜田本町 5-25	082-286-3255	082-286-3262
海田町保健センター	736-0066	安芸郡海田町中店 8-33	082-823-4418	082-823-0020
熊野町健康推進課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	082-820-5637	082-854-8009
坂町立保健センター	731-4314	安芸郡坂町坂西一丁目 18-14	082-885-3131	082-820-1595
安芸太田町健康福祉課	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内 236	0826-22-0196	0826-22-0686
北広島町保健課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1853	0826-72-5242
大崎上島町保健衛生課	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303	0846-62-0304
世羅保健福祉センター	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷 947	0847-25-0072	0847-25-0070
神石高原町福祉課	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701	0847-89-3335	0847-85-3541

(6) 市町相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行っています。

市町名	担当課	拠点別	相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
広島市	障害自立支援課	障害の種別は問わない	広島市中区障害者相談支援事業所	730-0802	広島市中区本川町二丁目 6-11 4階	082-234-2422 082-234-2411
			広島市中区障害者基幹相談支援センター	730-0823	広島市中区吉島西二丁目 3-20	082-298-5575 082-545-8801
			広島市東区障害者相談支援事業所	732-0034	広島市東区温品町字森垣内 510-1	082-562-2802 082-289-6085
			広島市東区障害者基幹相談支援センター	732-0013	広島市東区戸坂南一丁目 27-2	082-573-0140 082-229-7008
			広島市南区障害者相談支援事業所	732-0804	広島市南区西蟹屋一丁目 1-48	082-298-6232 082-567-0818
			広島市南区障害者基幹相談支援センター	734-0001	広島市南区出汐二丁目 3-46	082-207-0636 082-207-0626
			広島市西区障害者相談支援事業所	733-0004	広島市西区打越町 17-27	082-555-1018 082-555-1018
			広島市西区障害者基幹相談支援センター	733-0864	広島市西区草津梅が台 10-1	082-270-1249 082-270-1248
			広島市安佐南区障害者相談支援事業所	731-0138	広島市安佐南区祇園六丁目 31-3	082-962-3350 082-962-3336
			広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	731-0124	広島市安佐南区大町東一丁目 12-10	082-207-4338 082-831-7734
			広島市安佐北区障害者相談支援事業所	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 32-12	082-815-0405 082-847-2266
			広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	739-1742	広島市安佐北区真亀一丁目 1-6 2階	082-881-1441 082-562-2424
			広島市安芸区障害者相談支援事業所	739-0323	広島市安芸区中野東四丁目 5-35	082-892-1601 082-892-3914
			広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	739-0303	広島市安芸区上瀬野南一丁目 338-3	082-881-7110 082-894-0403
			広島市佐伯区障害者相談支援事業所	731-5127	広島市佐伯区五日市一丁目 5-39	082-924-5560 082-924-5560
			広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	731-5122	広島市佐伯区五日市町皆賀 104-27	082-924-0028 082-943-8874
		重症心身障害拠点	広島市重症心身障害児者相談支援センター『ほっとといけあひろしま』	731-5122	広島市佐伯区五日市町皆賀 104-27	082-943-8832 082-943-8874
呉市	障害福祉課	身体障害拠点	呉地域障害者生活支援センター	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館1F	0823-25-3710 0823-25-7453
		精神障害拠点	地域活動支援センターふたば	737-0143	呉市広白石四丁目7-22	0823-76-4855 0823-76-4822
		中央・宮原・警固屋・音戸・倉橋地区の障害児者	まるごとネット呉中央 (サポートセンターたまご内)	737-0051	呉市中央三丁目12-17	0823-36-5959 0823-36-2827
		昭和・天応・吉浦地区の障害児者	まるごとネット呉西 (はーとふるスペース希望内)	737-0935	呉市焼山中央5丁目11-28	0823-69-1133 0823-36-5656
		阿賀・広・郷原地区の障害児者	まるごとネット呉東 (地域生活支援センターのろさん内)	737-0161	呉市郷原町12380-181	0823-77-0111 0823-77-0112
		仁方・川尻・安浦・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区の障害児者	まるごとネット呉安芸灘 (芸南支援センターくれんど内)	737-2517	呉市安浦町水尻1丁目3-1	0823-84-5803 0823-84-4041

市町名	担当課	拠点別	相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
竹原市	健康福祉課	身体障害拠点	竹原地域障害者生活支援センター 聖恵	729-2316	竹原市忠海中町三丁目16-1	0846-23-2450 0846-23-2451
		知的障害拠点	地域支援センターまいらいふ	725-0021	竹原市竹原町3567-1	0846-24-6556 0846-24-6558
		精神障害拠点	地域生活支援センター365	725-0012	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655 0846-22-7656
三原市	障害者 福祉課	身体障害拠点	障害者生活支援センター ドリーム キッチャー	723-0014	三原市城町一丁目2-1 サン・シープラザ3階 三原市社会福祉協議会内	0848-63-3319 0848-63-3359
		知的障害拠点				
		精神障害拠点	地域生活支援センター さ・ポート	723-0017	三原市港町三丁目19-6	0848-62-1736 0848-62-1737
尾道市	社会福祉課 因島福祉課	総合的拠点	尾道市障害者サポートセンター はな・はな	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター1階	0848-29-5002 0848-29-5003
		総合的拠点	尾道市障害者サポートセンター はな・はな (因島・瀬戸田相談センター)	722-2324	尾道市因島熊町1315-1 因島総合福祉保健センター 「はっさく交流館」内	0845-23-7020 0845-23-7030
福山市	障がい福祉課	総合的拠点	障がい者基幹相談支援センター (障がい者総合相談室・子ども発達 相談室) 「クローバー」	720-8512	福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター1階	084-973-0968 084-926-7111
府中市	福祉課	総合的拠点	府中地域障害者生活支援センター は～と&は～と	726-0011	府中市広谷町 919-3	0847-47-1201 0847-47-1202
三次市	社会福祉課	総合的拠点	三次市障害者支援センター	728-0013	三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター内	0824-65-1131 0824-65-1132
		知的障害拠点	子鹿障害児等療育支援事業所	728-0025	三次市栗屋町11604-1 児童発達支援センター「パンビ 内」	0824-62-1211 0824-62-1225
庄原市	社会福祉課	総合的拠点	庄原市社会福祉課	727-8501	庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1210 0824-75-0245
大竹市	福祉課	総合的拠点	大竹市福祉課	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2150 0827-57-7185
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	障がい者相談支援センター (大竹市社会福祉協議会)	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1	0827-52-0167 0827-53-8122
		精神障害拠点	地域活動支援センターみらい (医療法人社団 知仁会)	739-0656	大竹市玖波町向田1160	0827-59-0223 0827-57-5312
東広島市	障害福祉課	総合的拠点	東広島市子育て・障害総合支援セン ター はあとふる	739-0043	東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島1階	082-493-6073 082-424-3841
廿日市市	障害福祉課	総合的拠点	廿日市市障がい福祉相談センター (きりあ)	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 (廿日市市総合健康福祉センター内)	0829-20-0224 0829-20-0225
安芸高田市	社会福祉課	総合的拠点	安芸高田市障害者基幹相談支援 センター	731-0521	安芸高田市吉田町常友 1564-2	0826-47-1080 0826-47-1061
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	相談支援事業所もやい	739-1203	安芸高田市向原町長田1843	0826-46-5760 0826-46-4355
			清風会つぼみ	731-0511	安芸高田市吉田町竹原920	0826-47-2092 0826-43-2662
江田島市	社会福祉課	総合的拠点	江田島市障害者相談支援事業所 ぱすてる	737-2302	江田島市能美町鹿川 2015-2	0823-27-8899 0823-27-7760
府中町	福祉課	総合的拠点	府中町福祉課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3161 082-283-5775
		知的障害拠点	柏学園	735-0015	安芸郡府中町青崎東7-12	082-282-6500 082-282-4981
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	なないろ作業所相談支援事業所	735-0013	安芸郡府中町浜田三丁目9-1	082-236-3437 082-285-4824

市町名	担当課	拠点別	相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
府中町	福祉課	総合的拠点	基幹相談支援センター WINDえのみや	735-0006	安芸郡府中町本町三丁目 11-9 榮会館	082-258-5450 082-258-5450
海田町	社会福祉課	総合的拠点	海田町社会福祉課	736-8601	安芸郡海田町上市14-18	082-823-9207 082-823-9627
			障害者相談支援センター (海田町社会福祉協議会)	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35	082-820-0294 082-820-0293
		精神障害拠点	海田町保健センター	736-0066	安芸郡海田町中店8-33	082-823-4418 082-823-0020
		障害児拠点	柏学園	735-0015	安芸郡府中町青崎東7-12	082-282-6500 082-282-4981
熊野町	社会福祉課	身体障害拠点 知的障害拠点	熊野町社会福祉課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5635 082-854-8009
		精神障害拠点	熊野町健康推進課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5637 082-854-8009
坂町	民生課	総合的拠点	坂町民生課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	082-820-1505 082-820-1521
		精神障害拠点	保健センター	731-4314	安芸郡坂町坂西一丁目18-14	082-885-3131 082-820-1595
安芸太田町	健康福祉課	総合的拠点	安芸太田町健康福祉課	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿 河内236	(健康増進係) 0826-22-0196 (社会福祉係) 0826-25-0250 0826-22-0686
北広島町	福祉課	総合的拠点	北広島町福祉課	731-1595	山県郡北広島町有田1234	050-5812-1851 0826-72-5242
大崎上島町	福祉課	総合的拠点	大崎上島町生活サポートセンター I(あい)らんど	725-0301	豊田郡大崎上島町中野 5522-36	0846-64-4416 0846-67-5118
		身体障害拠点	竹原地域障害者生活支援センター 聖恵	729-2316	竹原市忠海中町三丁目16-1	0846-23-2450 0846-23-2451
		知的障害拠点	地域支援センターまいらいふ	725-0021	竹原市竹原町3567-1	0846-24-6556 0846-24-6558
		精神障害拠点	地域生活支援センター365	725-0012	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655 0846-22-7656
世羅町	福祉課	総合的拠点	世羅町福祉課	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0072 0847-25-0070
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	みつば会相談支援事業所	722-1111	世羅郡世羅町大字寺町 1568-2	0847-22-3724 0847-22-4131
神石高原町	福祉課	総合的拠点	府中地域障害者生活支援センター は～と&は～と	726-0011	府中市広谷町 919-3	0847-47-1201 0847-47-1202
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点				

(7) 障害児等療育支援事業所

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談、施設支援などを行っています。

◆障害児等療育支援事業所（児童発達支援センター等機能強化事業）

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
広島市こども療育センター 地域支援室	広島市 (運営主体:(社福)広島市社会福祉事業団)	732-0052	広島市東区光町二丁目15-55	082-263-0683 082-261-0545
広島市北部こども療育センター 療育相談室	広島市 (運営主体:(社福)広島市社会福祉事業団)	731-0223	広島市安佐北区可部南五丁目8-70	082-814-5801 082-815-0541
広島市西部こども療育センター 療育相談室	広島市 (運営主体:(社福)広島市社会福祉事業団)	731-5138	広島市佐伯区海老山南二丁目2-18	082-943-6831 082-943-6865
瀬野川学園	(社福)柏学園	739-0303	広島市安芸区上瀬野南一丁目338-3	082-894-8958 082-894-0403
こども発達支援センター ひゅーるぽん	(特非)コミュニティーダーひゅーるぽん	731-0102	広島市安佐南区川内六丁目28-15	082-831-6888 082-831-6889
児童発達支援センター 呉本庄つくし園	(社福)呉福祉会	737-0911	呉市焼山北三丁目21-1	0823-33-8020 0823-33-8290
デイサービスひろば	(社福)中国新聞社会事業団	725-0021	竹原市竹原町3567番地1	0846-24-6556 (連絡先:相談支援事業所 地域支援センターまいらいふ)
児童発達支援センター あいあい	(社福)尾道さつき会	722-0215	尾道市美ノ郷町三成1612-1	0848-40-0073 0848-48-4161
尾道発達相談・療育支援センター あづみ園	(社福)あづみの森	722-0042	尾道市久保町1811	0848-20-7887 0848-20-7886
児童発達支援センター 向島あづみ	(社福)あづみの森	722-0073	尾道市向島町7948	0848-38-1815 0848-38-1816
児童発達支援センター 「ゼノ」こばと園	(社福)「ゼノ」少年牧場	720-0311	福山市沼隈町草深1852-1	084-987-3386 084-987-3457
福山六方学園地域療育支援センター あしすと	(社福)創樹会	721-0954	福山市御町11-4	084-954-5866
児童発達支援センター 草笛学園	(社福)こぶしの村福祉会	720-2412	福山市加茂町字下加茂909番地1	084-972-3950 084-972-7255
児童発達支援センター ひかり園	(社福)こぶしの村福祉会	720-0824	福山市多治米町六丁目15-28	084-982-5860 084-982-5850
子鹿障害児等療育支援事業所	(社福)ともえ会	728-0025	三次市栗屋町11604-1 児童発達支援センターバンビ内	0824-62-1211 0824-62-1225
若草園	広島県 (運営主体:(社福)広島県社会福祉事業団)	739-0036	東広島市西条町田口295-3	082-425-1455 082-425-1094
広島西こども発達支援センター くれよん	(社福)くさのみ福祉会	738-0036	廿日市市四季が丘11丁目23	0829-30-8940 0829-30-8945
児童発達支援センター 柏学園	(社福)柏学園	735-0015	安芸郡府中町青崎東7-12	082-282-6500 082-282-4981

(8) 療育相談の窓口

◆広島市の療育相談所・療育相談室（診療所）

障害児等を対象として、医師など専門職員が相談・指導、診断・検査・治療・訓練を行う機関です。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
広島市こども療育センター 療育相談所	732-0052	広島市東区光町二丁目 15-55 (広島市こども療育センター内)	082-263-0683	082-261-0545
広島市北部こども療育 センター療育相談室	731-0223	広島市安佐北区可部南五丁目 8-70(広島市北部こども療育セ ンター内)	082-814-5801	082-815-0541
広島市西部こども療育 センター療育相談室	731-5138	広島市佐伯区海老山南二丁目 2-18(広島市西部こども療育セ ンター内)	082-943-6831	082-943-6865

※ 詳細はそれぞれの相談所、相談室に問い合わせてください。

※ 原則として広島市内にお住まいの18歳未満の人を対象としています。ただし、広島市長において特に認めた人はこの限りではありません。

◆こども発達支援センター

こども発達支援センターでは、就学前の発達が気になる児童及び就学前に本センターに受信歴がある小学生とその保護者に対し、相談や診察、訓練などの医療的支援を行います。

また、一定期間の支援を行い、身近な各市町内で継続的な支援が行えるよう、保育所（園）・こども園・幼稚園等と連携を図ります。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	対象者
こども発達支援 センター	720-8512	福山市三吉町南二丁目 11-22 (福山すこやかセンター内)	084-928-1351 084-925-6322	福山市を含む6市2町(※) にお住まいの児童

※ こども発達支援センターは、福山市、尾道市、三原市、府中市、神石高原町、世羅町、笠岡市（岡山県）、井原市（岡山県）の6市2町が共同で運営しています。

※ 詳細はセンターに問い合わせてください。

※ 必ず、事前に、通っている保育所（園）、幼稚園または地域の担当保健師などへ相談のうえ、予約してください。

(9) 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターでは、発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や、必要に応じて医療・福祉・保育・教育・就労など関係機関への紹介などを行っています。

また、発達障害のある人を支援する人を対象に、研修会なども開催しています。

◆県発達障害者支援センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
広島県発達障害者支援センター	739-0001	東広島市西条町西条 414 番地 31 (サポートオフィス QUEST 内)	082-490-3455	082-427-6280

※相談は予約制です。

◆広島市発達障害者支援センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市発達障害者支援センター	732-0052	広島市東区光町二丁目 15-55 (広島市こども療育センター内)	082-568-7328	082-261-0545

※相談は予約制です。

(10) 医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とその家族が抱える様々な悩みや困りごとの相談を受け付け、必要に応じて、適切な支援につながるよう、市町や医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関と連携した対応を行うほか、医療的ケア児とその家族の支援に関する積極的な情報発信を行います。

また、情報の集約点として、優良事例の展開や支援に係るノウハウの提供等、体制が十分に整備されていない市町や地域の医療的ケア児等コーディネーター等の実施する支援をサポートします。

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	受付
広島県医療的ケア児支援センター	739-0036	東広島市西条町田口 295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター(医療センター1階)	082-425-1506	082-420-2281	月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日、年末年始除く

《相談体制》 医療的ケア児等コーディネーター： 2名（うち1名は、看護師）

《対象者》 医療的ケア児とその家族
 医療的ケアが必要な方の支援に携わる従事者
 行政担当者

《相談支援》 • どこに相談したらいいのか分からぬ。
• 利用可能な福祉サービスについて知りたいが、どうしたらいいか分からぬ。
• 他の子どもたちと同じように学校に通いたい。
といつた様々な相談を受け付け、その内容や必要性に応じて市町や関係機関につなぎ、又は連携して対応します。

医療的ケア児やその家族への支援体制が十分に整備されていない市町や地域の医療的ケア児等コーディネーター等からの相談を受け付け、情報の集約点として、優良事例の展開や支援に係るノウハウの提供等、支援のサポートを行います。

《その他》 医療的ケア児とその家族の支援に関する有用な情報等を、積極的に発信します

(11) 広島県精神科救急医療システム

精神疾患の急発・急変により緊急に医療を必要とする人に対して、迅速かつ適正な医療の確保を図るために、年間を通じて 24 時間 365 日体制で、精神科救急情報センターにおいて精神科救急の相談に応じるとともに、精神科救急医療施設、精神科救急医療センターにおいて診察を行っています。

○精神科救急情報センター

地区	設置運営団体名	所 在 地	期 間
全県	広島県精神科病院協会	広島市安芸区中野東4-11-13 (専用電話 082-892-3600) 大竹市玖波五丁目2-1 (事務局)	令和5年4月1日～令和6年3月31日

○精神科救急医療施設

圏域	病 院 名	所 在 地	当 番 期 間
東 部	小泉病院	三原市小泉町4245 (電話番号 0848-66-3355)	令和5年4月1日～4月30日 令和5年7月1日～7月31日 令和5年10月1日～10月31日 令和6年1月1日～1月31日
	福山友愛病院	福山市水呑町7302-2 (電話番号 084-956-2288)	令和5年5月1日～5月31日 令和5年8月1日～8月31日 令和5年11月1日～11月30日 令和6年2月1日～2月29日
	三原病院	三原市中之町6丁目31-1 (電話番号 0848-63-8877)	令和5年6月1日～6月30日 令和5年9月1日～9月30日 令和5年12月1日～12月31日 令和6年3月1日～3月31日
西 部	瀬野川病院	広島市安芸区中野東4-11-13 (電話番号 082-892-1055)	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/526353.pdf 「令和5年度 西部圏域精神科救急医療施設輪番表」のとおり
	草津病院	広島市西区草津梅が台10-1 (電話番号 082-277-1001)	
東西2圏域の後方支援	賀茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方92 (電話番号 0823-82-3000)	令和5年4月1日～令和6年3月31日

○精神科救急医療センター

地区	病 院 名	所 在 地	期 間
全県	瀬野川病院	広島市安芸区中野東 4-11-13 (電話番号 082-892-1055)	令和5年4月1日～令和6年3月31日

(12) ろうあ者専門相談員

ろうあ者専門相談員は、聴覚障害者のいろいろな相談に手話等によって応じ、必要な助言、援助を行っています。現在、次の6機関に配置しています。

また、各相談員の勤務予定など簡易な問い合わせ等については、ファクシミリや電子メールでも応じています。

相談員配置機関名	FAX番号	メールアドレス
県障害者支援課	082-227-4805	fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
県立身体障害者更生相談所	082-425-1634	shinsyousoudan@pref.hiroshima.lg.jp
西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5994	fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp
東部厚生環境事務所	0848-25-2462	fjekousei@pref.hiroshima.lg.jp
東部厚生環境事務所福山支所	084-925-2721	fjefkousei@pref.hiroshima.lg.jp
北部厚生環境事務所	0824-63-4428	fjnkousei@pref.hiroshima.lg.jp

(13) ファクシミリの設置

一般電話の使用が困難な、聴覚又は音声言語機能障害者からの相談に応じるため、次の機関にファクシミリを設置しています。

相談機関名	FAX番号	相談機関名	FAX番号
西部厚生環境事務所	0829-32-0640	北部厚生環境事務所	0824-63-4428
西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5994	広島県生活センター	082-223-6121
西部東厚生環境事務所	082-422-4161	県立身体障害者更生相談所	082-425-1634
東部厚生環境事務所	0848-25-2462	県障害者支援課	082-227-4805
東部厚生環境事務所福山支所	084-925-2721		

(14) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体に障害のある人のいろいろな相談に応じ、関係機関に連絡をとり、必要な援助を行っています。

身体障害者相談員は、県内に128人（令和5（2023）年4月1日現在）配置されています。

(15) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、原則として知的障害者の保護者で、知的障害者の社会生活のために必要な援助を行っています。

知的障害者相談員は、県内に32人（令和5（2023）年4月1日現在）配置されています。

(16) 精神保健福祉相談員

精神保健福祉相談員は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談や精神障害者及びその家族等を訪問して必要な支援を行っています。

精神保健福祉相談員は、県内の保健所・保健センターに配置されています。

(17) 民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、援助を必要とする人への助言、情報提供、その他福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携して、支援を行っています。

県内の定数は 6,064 人（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）です。

(18) 進行性筋萎縮症者（児）の療養相談

進行性筋萎縮症者（児）の福祉の増進を図るため、療養方法、日常生活、更生援護等の相談に応じ、必要な指導を行っています。

相談機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	メールアドレス
日本筋ジストロフィー協会 広島県支部	739-0313	広島市安芸区瀬野西 5-24-22	070-2684-4241	sarah210204@gmail.com

(19) 障害のある幼児児童生徒又は保護者などのための教育相談

それぞれの障害に応じた教育相談や小・中学校等への支援を行っています。(特別支援学校については、専任の教育相談主任配置校を示しています。)

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島県立教育センター 特別支援教育・教育相談部	739-0144	東広島市八本松南一丁目 2-1	082-428-1188	082-428-7100
広島中央特別支援学校 (主に視覚障害)	732-0009	広島市東区戸坂千足二丁目 1-4	082-229-4134	082-229-4136
広島南特別支援学校 (主に聴覚障害)	730-0822	広島市中区吉島東二丁目 10-33	082-244-0421	082-244-0423
尾道特別支援学校 (主に聴覚障害・知的障害)	722-0022	尾道市栗原町 1524	0848-22-5248	0848-22-5249
尾道特別支援学校しまなみ分校 (主に知的障害)	722-2101	尾道市因島大浜町 1517-1	0845-24-1822	0845-24-1852
広島特別支援学校 (主に肢体不自由・知的障害)	739-1743	広島市安佐北区倉掛二丁目 47-1	082-843-1811	082-843-1813
福山特別支援学校 (主に肢体不自由)	720-0841	福山市津之郷町津之郷 280-3	084-951-1513	084-951-3864
廿日市特別支援学校 (主に知的障害)	738-0034	廿日市市宮内 10877-2	0829-39-1995	0829-39-6643
福山北特別支援学校 (主に知的障害)	720-2412	福山市加茂町下加茂 7006	084-972-3040	084-972-6253
三原特別支援学校 (主に知的障害)	729-2361	三原市小泉町 10199-2	0848-66-3030	0848-66-3031
吳特別支援学校 (主に知的障害)	737-0911	吳市焼山北三丁目 22-1	0823-33-0300	0823-33-0308
吳特別支援学校江能分級 (主に知的障害)	737-2302	江田島市能美町鹿川 3406-3	0823-45-5120	0823-45-5120
庄原特別支援学校 (主に知的障害)	727-0021	庄原市三日市町 5004-44	0824-72-5111	0824-72-5088
広島北特別支援学校 (主に知的障害)	731-0212	広島市安佐北区三入東一丁目 25-1	082-818-1201	082-818-1203
沼隈特別支援学校 (主に知的障害)	720-0401	福山市沼隈町上山南 736-3	084-988-0888	084-988-0889
黒瀬特別支援学校 (主に知的障害)	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾 10025-1	0823-82-6733	0823-82-7850
吳南特別支援学校 (主に聴覚障害・知的障害)	737-0003	吳市阿賀中央五丁目 13-71	0823-71-8263	0823-72-7307

(20) 難病対策センター

難病に関する医療・福祉・保健等日常生活の中での悩みや不安等の相談、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供などを行います。

種類	対象	相談専用電話番号	FAX番号 メールアドレス ※共通	所在地	受付
難病相談室	大人の難病	082-252-3777	082-257-1740 cidc@hiroshima-u.ac.jp	広島大学病院 臨床管理棟 (旧外来棟)1F (広島市南区 霞一丁目 2-3)	月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 ※祝祭日、年末年始除く
小児難病相談室	子どもの難病	082-256-5558			

『費用』 無料です。
『相談体制』 看護師
『その他』 難病に関する相談は、県内の保健所でも受け付けています。

(21) 難病患者ピアサポート

同じ病気を抱える患者・家族による難病に関する相談を行います。

	月	火	水	木	金	
第1週		筋無力症(全国筋無力症友の会広島県支部)		ミオパチー(筋疾患)(ミオパチーの会オリーブ)	筋萎縮性側索硬化症(日本ALS協会広島支部)	
第2週	心臓病(全国心臓病の子どもを守る会)	腎疾患 (広島県腎友会) 082-545-9741	膠原病(全国膠原病友の会広島県支部)	パーキンソン病 (全国パーキンソン病友の会広島県支部)	I型糖尿病 (広島もみじの会)	
第3週	難病全般(広島難病団体連絡協議会)			難病全般 (広島県難病団体連絡協議会)	筋萎縮性側索硬化症(日本ALS協会広島支部)	
第4週			膠原病(全国膠原病友の会広島県支部)	パーキンソン病 (全国パーキンソン病友の会広島県支部)		

第5週にあたる週は休み

相談専用電話 082-236-3186 (時間13:00～15:00)

※来所による面談もできます。予約制ですので、事前に下記電話にお申込みください。

『お問合せ先』

広島難病団体連絡協議会

〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29 (広島県健康福祉センター3階)

電話：082-236-1981 FAX：082-236-1986

HP：<http://www.hironanren.info/> MAIL：peer@hironanren.info

(22) こころの健康相談

こころの健康に関する問題・悩み事などの相談に応じています。

名 称	相 談 内 容	電話相談	開 設 日 時
こころの電話	こころの健康に対するあらゆる問題、悩み、トラブルなどについての相談	082-892-9090	水・土 9:00～12:00 13:00～16:30 ※祝日、12月29日～1月3日を除く
広島いのちの電話 ホームページアドレス https://hiroshima-ikiru.jp/	あらゆる悩み事の相談	082-221-4343	24時間受付 年中無休

(23) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

認知症や障害等により、1人でものごとを決めることが不安な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援します。

問い合わせは、お近くの市区町社会福祉協議会までお願いします。

支援内容	利用料
○福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1回当たり 1,500円
○生活に必要なお金の出し入れのお手伝い	
○通帳や印鑑、大切な書類などの預かり	1か月 1,500円

※契約を結ぶまでの相談は無料です。

※生活保護受給者については、通帳等の預かりサービスのみ有料となります。（広島市は無料）

(24) 若年性認知症に関する相談

若年性認知症（65歳未満で発症する認知症）の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じています。若年性認知症の人が自分らしい生活を維持できるよう、必要な支援制度やサービスの紹介などを行います。

相談機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	受付
広島県若年性認知症サポートルーム	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 (県社会福祉社会館内)	082-298-1034	月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始除く

○面接相談を希望される場合は、事前に電話での予約をお願いいたします。

○メール相談（専用メールアドレス jakunen@htc.or.jp）も行っています。（メールの場合、即日に返信できない場合もありますので、御了承ください。）

(25) 福祉サービスに関する苦情解決について

福祉サービスに関する利用者の利益を保護するため、事業者は苦情解決責任者や第三者委員を設置することとされています。また広島県社会福祉協議会に、公正・中立な機関として「広島県福祉サービス運営適正化委員会」が設置されています。

苦情を、福祉サービスの提供事業所に直接言いにくい、どこへ相談すればよいかわからない等お困りのことがある場合に、申し出てください。苦情をお聴きし、解決に向けて相談、助言、調査又はあっせん等を行い苦情解決を図るものです。

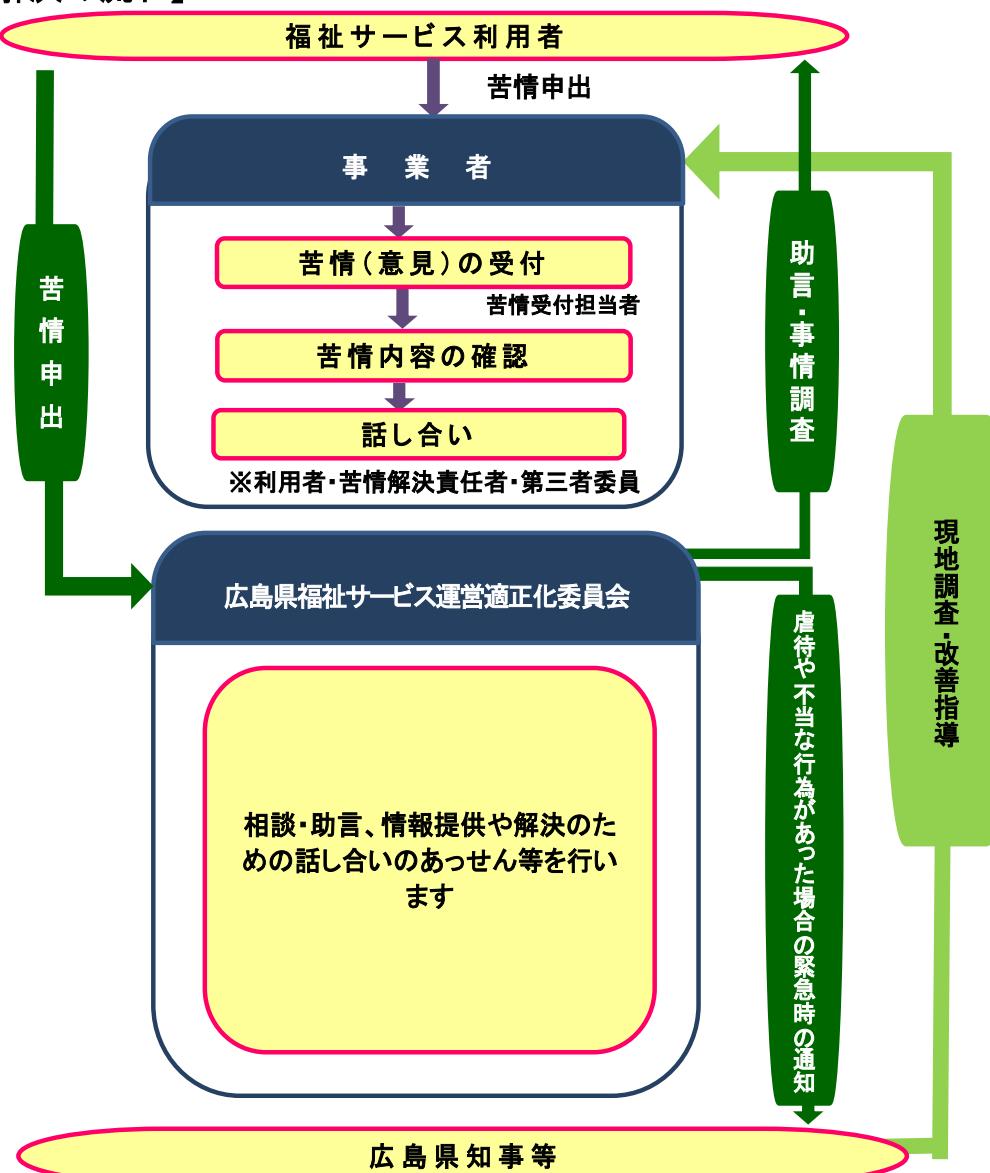
相談は無料で、電話、手紙、FAX、電子メール等により応じます。

来所による相談については、電話、メールまたはFAXにて事前にご連絡ください。

相談機関	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県福祉サービス運営適正化委員会	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2(県社会福祉会館内)	082-254-3419	082-569-6161	soudan@hiroshima-fukushi.net

相談の対象となる福祉サービスとは、居宅介護、就労継続支援等の障害福祉サービス事業や、保育所・放課後等デイサービス等の児童福祉事業、福祉サービス利用援助事業等の社会福祉事業（第1種、第2種）において提供されるサービスです。

【苦情解決の流れ】



(26) 地域生活定着支援センター

高齢の方や障害のある人が、矯正施設から退所した後に、自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所と協働して、福祉サービス等を利用できるように援助しています。本人や関係者からの相談に応じ、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、助言や必要な支援を行っています。

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
広島県地域生活定着支援センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 (県社会福祉会館内)	082-250-0503	082-250-0504

(27) 高次脳機能センター

高次脳機能障害について治療・リハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行うとともに、高次脳機能障害がある人の多様なニーズに対応するため、医療・福祉や日常生活での悩み・不安等の相談、情報提供などを行います。

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	受付
広島県高次脳機能センター	739-0036	東広島市西条町田口 295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター(医療センター2階)	082-425-1455	082-425-1375	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 ※祝日、年末年始除く

《相談体制》 相談支援コーディネーター：4名

《その他》 広島県高次脳機能センターでは相談のほか、脳神経内科、リハビリテーション科専門医による診察を行っています。

診察は予約制で、あらかじめ電話予約が必要です。入院・リハビリテーションなど必要な医療の提供も行っています。

また、次の医療機関を高次脳機能地域支援センターに指定し、各地域において医療についてのご相談に対応しています。

名称	所在地	担当部署	電話番号
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目 39-1	医療支援室	082-848-8001
廿日市記念病院	廿日市市陽光台五丁目 12	地域医療連携室・医療相談室	0829-20-2300
呉中通病院	呉市中通一丁目 3-8	地域連携室	0823-22-2510
井野口病院	東広島市西条土与丸六丁目 1-91	地域医療連携室	082-422-3711
公立みづき総合病院	尾道市御調町市 124	地域ケア連携室	0848-76-1111
脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町三丁目 6-28	地域医療連携室	084-931-8650
福山リハビリテーション病院	福山市明神町二丁目 15-41	地域連携部	084-916-5500
三次地区医療センター	三次市十日市東三丁目 16-1	地域連携・医療相談室	0824-62-6328

【広島県高次脳機能障害サポートファイルについて】

「高次脳機能障害」とは、ケガや病気などによる脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のことを指します。

高次脳機能障害は外見上分かりにくいため周囲から理解されにくく、日常生活や社会生活を送る上で様々な困難が生じます。このサポートファイルは、高次脳機能障害の当事者やご家族が適切なサポートを受けることができるよう、ご自身に関する重要な情報の管理、支援者との円滑な連携に活用していくことを目的に作成しました。

サポートファイルは高次脳機能障害の支援に必要と思われる項目を整理し、『全体支援経過表』『本人情報』『医療情報提供のお願い』『就労情報』『高次脳機能障害確認リスト』『配慮して欲しいこと』『生活の大変さ指標』から構成されています。

例えば、手帳や年金診断書作成時に生活面の困りごとを医師に伝えるとき、福祉サービスの利用や就労支援など新たな支援を受けられるときなどの参考資料として活用していただけます。また、検査結果や診断書の写しなど、大事な書類と一緒に保存されると便利です。

サポートファイルを活用することで、何度も同じことを説明する負担や、時間経過により忘れてしまったことを調べなおす負担も軽減されます。

サポートファイルの様式の詳細は次のホームページをご覧ください。

広島県高次能機能センター <https://www.rehab-hiroshima.org/kojino/doc/>

3 障害者総合支援法等

(1) 障害者総合支援法の概要

障害のある人に身近な市町が、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず共通の仕組みでサービスを提供し、県はこれをバックアップします。

サービスの費用は、国、県及び市町が負担し、原則、所得に応じ利用者が一部負担します。

① 障害の範囲への難病等の追加

障害者総合支援法では、障害者自立支援法からの改正に伴い、制度の谷間を埋めるべく平成25年4月から難病等が障害の範囲に加えられました（次ページに対象の疾患一覧を掲載しています）。

また、令和3年11月からは、一部追加等され対象範囲が361から366へ拡大されています。

② 障害の種別によらない共通のしくみ

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、仕組みが一元化されています。

③ 身近な地域でサービスを利用できるしくみ

身近な市町が一元的にサービスを提供し、県はこれをバックアップします。

④ 働きたい方を応援するしくみ

就労支援を強化し、就労を支援するための「就労移行支援事業」などの事業が実施されています。

⑤ サービスの支給過程の透明化、明確化

支援の必要度に関する客観的な尺度の導入や審査会の意見聴取などのしくみの導入により、支給決定の過程の透明化、明確化が図られています。

⑥ サービスの費用を皆で支えるしくみ

国・県・市町が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスを利用する方も原則、所得に応じて一部負担を担い、必要なサービスを提供するしくみとなっています。

障害者総合支援法 対象疾病一覧					
1	アイカルディ症候群	49	下垂体前葉機能低下症	97	原発性高脂血症
2	アイザックス症候群	50	家族性地中海熱	98	原発性側索硬化症
3	IsA腎症	51	家族性低βリポタンパク血症(ホモ接合体)	99	原発性胆汁性胆管炎
4	IsG4関連疾患	52	家族性良性慢性天疱瘡	100	原発性免疫不全症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	53	カナバン病	101	顕微鏡的大腸炎
6	アジソン病	54	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	102	顕微鏡的多発血管炎
7	アッシャー症候群	55	歌舞伎症候群	103	高IgD症候群
8	アトピー性脊髄炎	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラン	104	好酸球性消化管疾患
9	アペール症候群	57	カルニチン回路異常症	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
10	アミロイドーシス	58	加齢黄斑変症	106	好酸球性副鼻腔炎
11	アラジール症候群	59	肝型糖原病	107	好糸球体基底膜腎炎
12	アルポート症候群	60	間失性膀胱炎(ハンナ型)	108	後縦靭帯骨化症
13	アレキサンダー病	61	環状20番染色体症候群	109	甲状腺ホルモン不応症
14	アンジェルマン症候群	62	関節リウマチ	110	拘束型心筋症
15	アントレー・ビクスラー症候群	63	完全大血管転位症	111	高チロシン血症1型
16	イソ吉草酸血症	64	眼皮膚白皮症	112	高チロシン血症2型
17	一次性ネフローゼ症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	113	高チロシン血症3型
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	66	ギャロウェイ・モワト症候群	114	後天性赤芽球病
19	1p36欠失症候群	67	急性壊死性脳症	115	広範脊柱管狭窄症
20	遺伝性自己炎症疾患	68	急性網膜壊死	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
21	遺伝性ジストニア	69	球脊髄性筋萎縮症	117	抗リン脂質抗体症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	70	急速進行性糸球体腎炎	118	コケイン症候群
23	遺伝性脾炎	71	強直性脊椎炎	119	コステロ症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	72	巨細胞動脈炎	120	骨形成不全症
25	ウィーバー症候群	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん病変)	121	骨髄異形成症候群
26	ウイリアムズ症候群	74	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	122	骨髄線維症
27	ウィルソン病	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
28	ウェスト症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	124	5p欠失症候群
29	ウェルナー症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	125	コフィン・シリス症候群
30	ウォルフラム症候群	78	筋型糖原病	126	コフィン・ローリー症候群
31	ウルリッヒ病	79	筋ジストロフィー	127	混合性結合組織病
32	HTLV-1関連脊髄症	80	クッシング病	128	鰓耳腎症候群
33	ATR-X症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群	129	再生不良性貧血
34	ADH分泌異常症	82	クリッペル・トレノー・ウェーバー症候群	130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
35	エーラス・ダンロス症候群	83	クルーゾン症候群	131	再発性多発軟骨炎
36	エプスタイン症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症	132	左心低形成症候群
37	エプスタイン病	85	グルタル酸血症1型	133	サルコイドーシス
38	エマヌエル症候群	86	グルタル酸血症2型	134	三尖弁閉鎖症
39	遠位型ミオパチー	87	クロウ・深瀬症候群	135	三頭酵素欠損症
40	円錐角膜	88	クローン病	136	CFC症候群
41	黄色靭帯骨化症	89	クロンカイト・カナダ症候群	137	シェーグレン症候群
42	黄斑ジストロフィー	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	138	色素性乾皮症
43	大田原症候群	91	結節性硬化症	139	自己貪食空胞性ミオパチー
44	オクシピタル・ホーン症候群	92	結節性多発動脈炎	140	自己免疫性肝炎
45	オスラー病	93	血栓性血小板減少性紫斑病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
46	カーニー複合	94	限局性皮質異形成	142	自己免疫性溶血性貧血
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	95	原発性局所多汗症	143	四肢形成不全
48	潰瘍性大腸炎	96	原発性硬化性胆管炎	144	シストロール血症

障害者総合支援法 対象疾病一覧					
145	シトリン欠損症	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
146	紫斑病性腎炎	192	先天性三尖弁狭窄症	238	特発性拡張型心筋症
147	脂肪萎縮症	193	先天性腎性尿崩症	239	特発性間質性肺炎
148	若年性特発性関節炎	194	先天性赤血球形成異常性貧血	240	特発性基底核石灰化症
149	若年性肺気腫	195	先天性僧帽弁狭窄症	241	特発性血小板減少性紫斑病
150	シャルコー・マリー・トゥース病	196	先天性大脳白質形成不全症	242	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
151	重症筋無力症	197	先天性肺静脈狭窄症	243	突発性後天性全身性無汗症
152	修正大血管転位症	198	先天性風疹症候群	244	特発性大腿骨頭壊死症
153	ジュペール症候群関連疾患	199	先天性副腎低形成症	245	特発性多中心性キヤッスルマン病
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	200	先天性副腎質酵素欠損症	246	特発性門脈圧亢進症
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	201	先天性ミオパチー	247	特発性両側性感音難聴
156	神経細胞移動異常症	202	先天性無痛無汗症	248	突発性難聴
157	神経軸策スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	203	先天性葉酸吸收不全	249	ドラベ症候群
158	神経線維腫症	204	前頭側頭葉変性症	250	中條・西村症候群
159	神経フェリチン症	205	早期ミオクロニーや脳症	251	那須・ハコラ病
160	神経有棘赤血球症	206	総動脈幹遺残症	252	軟骨無形成症
161	進行性核上性麻痺	207	総排泄腔遺残	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
162	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症	208	総排泄腔外反症	254	22q11.2欠失症候群
163	進行性骨化性線維異形成症	209	ソトス症候群	255	乳幼児肝巨大血管腫
164	進行性多巣性白質脳症	210	ダイアモンド・ブラックファン貧血	256	尿素サイクル異常症
165	進行性白質脳症	211	第14染色体父親性ダイソーミー症候群	257	ヌーナン症候群
166	進行性ミオクローヌステんかん	212	大脳皮質基底核変性症	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	213	大理石骨病	259	ネフロン癆
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	214	ダウン症候群	260	脳クレアチン欠乏症候群
169	スタージ・ウェーバー症候群	215	高安動脈炎	261	脳膜黄色腫症
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	216	多系統萎縮症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
171	スミス・マギニス症候群	217	タナトフォリック骨異形成症	263	膿疱性乾癬
172	スモン	218	多発血管炎性肉芽腫症	264	囊胞性線維症
173	脆弱X症候群	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	265	バーキンソン病
174	脆弱X症候群関連疾患	220	多発性軟骨性外骨腫症	266	バージャー病
175	成人スチル病	221	多発性嚢胞腎	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
176	成長ホルモン分泌亢進症	222	多脾症候群	268	肺動脈性肺高血圧症
177	脊髄空洞症	223	タンジール病	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	224	単心室症	270	肺胞低換気症候群
179	脊髄髓膜瘤	225	弾性線維性仮性黄色腫	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
180	脊髄性筋萎縮症	226	短腸症候群	272	バッド・キアリ症候群
181	セピアプロテリン還元酵素(SR)欠損症	227	胆道閉鎖症	273	ハンチントン病
182	前眼部形成異常	228	遅発性内リンパ水腫	274	汎発性特発性骨増殖症
183	全身性エリテマトーデス	229	チャージ症候群	275	PCDH19関連症候群
184	全身性強皮症	230	中隔視神経形成異常症/トルモニア症候群	276	非ケトーシス型高グリシン血症
185	先天異常症候群	231	中毒性表皮壞死症	277	肥厚性皮膚骨膜症
186	先天性横隔膜ヘルニア	232	腸管神経節細胞僅少症	278	非ジストロフィー性ミオニー症候群
187	先天性核上性球麻痺	233	TSH分泌亢進症	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	234	TNF受容体関連周期性症候群	280	肥大型心筋症
189	先天性魚鱗癬	235	低ホスタファーゼ症	281	左肺動脈右肺動脈起始症
190	先天性筋無力症候群	236	天疱瘍	282	ビタミンD依存症くる病/骨軟化症

障害者総合支援法 対象疾病一覧					
283	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	311	ペスレムミオパチー	339	メビウス症候群
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	312	ヘパリン起因性血小板減少症	340	メンケス病
285	非典型溶血性尿毒症症候群	313	ヘモクロマトーシス	341	網膜色素変性症
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	314	ペリー症候群	342	もやもや病
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	315	ペルーシド角膜辺縁変性症	343	モワット・ウィルソン症候群
288	びまん性汎細気管支炎	316	ヘルオキシーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	344	薬剤性過敏症症候群
289	肥満低換気症候群	317	片側巨脳症	345	ヤング・シンプソン症候群
290	表皮水泡症	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
292	VATER症候群	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	348	4p欠失症候群
293	ファイファー症候群	321	ホモシスチン尿症	349	ライソゾーム病
294	ファロー四徴症	322	ポルフィリン症	350	ラスマッセン脳炎
295	ファンコニ貧血	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症
296	封入体筋炎	324	マルファン症候群	352	ランドウ・クレファー症候群
297	フェニルケトン尿症	325	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロハーパー	353	リジン尿性蛋白不耐症
298	フォンタン術後症候群	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	327	慢性再発性多発性骨髓炎	355	両大血管右室起始症
300	副甲状腺機能低下症	328	慢性脾炎	356	リンパ管腫症／ゴーハム病
301	副腎白質ジストロフィー	329	慢性特発性偽性腸閉塞症	357	リンパ脈管筋腫症
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	330	ミオクロニー欠神てんかん	358	類天疱瘡(後天性表皮水泡症を含む。)
303	ブラウ症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
304	プラダー・ウィリ症候群	332	ミトコンドリア病	360	レーベル遺伝性視神経症
305	プリオン病	333	無虹彩症	361	レジンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
306	プロピオン酸血症	334	無脾症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	335	無βリボタンパク血症	363	レット症候群
308	閉塞性細気管支炎	336	メープルシロップ尿症	364	レノックス・ガストー症候群
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	337	メチルグルタルコニ酸尿症	365	ロスマンド・トムソン症候群
310	ベーチェット病	338	メチルマロン酸血症	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

【経過的に対象となっている疾病】

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※ の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。
- ✖ 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

平成 27 年 1月 1 日以降に対象外になった疾病

疾病名	
劇症肝炎	重症急性脾炎

平成 27 年 7月 1 日以降に対象外になった疾病

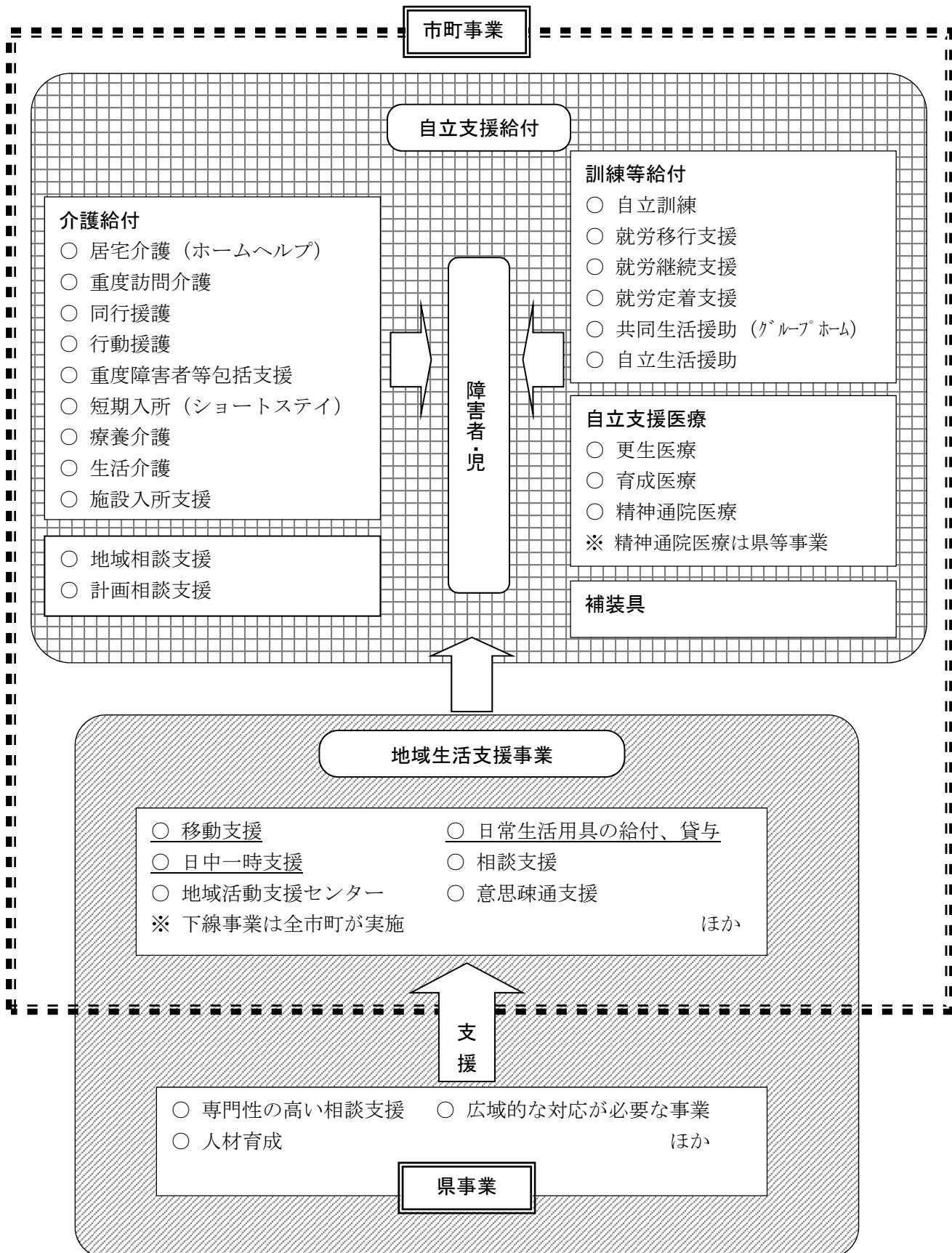
疾病名			
肝外門脈閉塞症視神経症	視神経症	重症急性脾炎	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症	ギラン・バレ症候群	先天性 QT 延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH 受容体異常症	原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィツシャー症候群	好酸球性筋膜炎	メニエール病

令和元年7月 1 日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

(2) 福祉サービスに係る給付と事業の体系

障害者総合支援法による支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



(3) 利用の手続き

障害福祉サービス利用までの流れ（介護給付の場合）

相談申請

市町の障害福祉担当窓口や相談支援事業所に相談します。

障害福祉サービスの利用を希望する場合は、市町の障害福祉担当課に利用申請します。

障害支援区分認定

認定調査

市町の認定調査員による面接を行います。

全国共通の質問票により、心身の状況に関する項目についての状況調査が行われます。

判定

認定調査結果に基づくコンピューター判定と医師意見書で一次判定が行われます。

一次判定結果や概況調査、医師意見書を踏まえ、市町の審査会で二次判定が行われます。

認定結果通知

二次判定により、区分1から区分6又は非該当の認定が行われ結果が通知されます。

支給決定

サービス等利用意向の聴取

市町から計画案の提出を求められ、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を提出します。なお、申請者自身がこの計画案を作成し提出することも可能です。

支給決定

市町は、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量を決定し、申請者に通知します。

利用開始

サービス等利用計画の作成

支給決定の内容に基づき、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成します。なお、申請者自身がこの計画を作成することも可能です。

サービスの利用開始

申請者は、サービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行います。

※ 同行援護を利用希望の場合は、上記のうち「障害支援区分認定」のプロセスは行われません。

また、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）等を利用希望の場合は、「障害支援区分認定」の中で、「認定調査」以外のプロセスは行われません。

(4) 利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に着目した負担の仕組み（所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担）となっています。
なお、低所得の人に配慮した軽減策も講じられています。

① 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。（注3）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

② 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

- 医療型個別減免

医療型施設に入所する人や療養介護を利用する人は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合など、負担額の合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

④ 食費等の実費負担についても、減免措置が講じられます。

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、低所得の人に対する補足給付が行われ、負担が軽減されます。（20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。）

通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1程度の負担となります。

⑤ グループホームの利用者に家賃援助が講じられています。

利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃として、月額1万円を上限に補足給付が行われます。

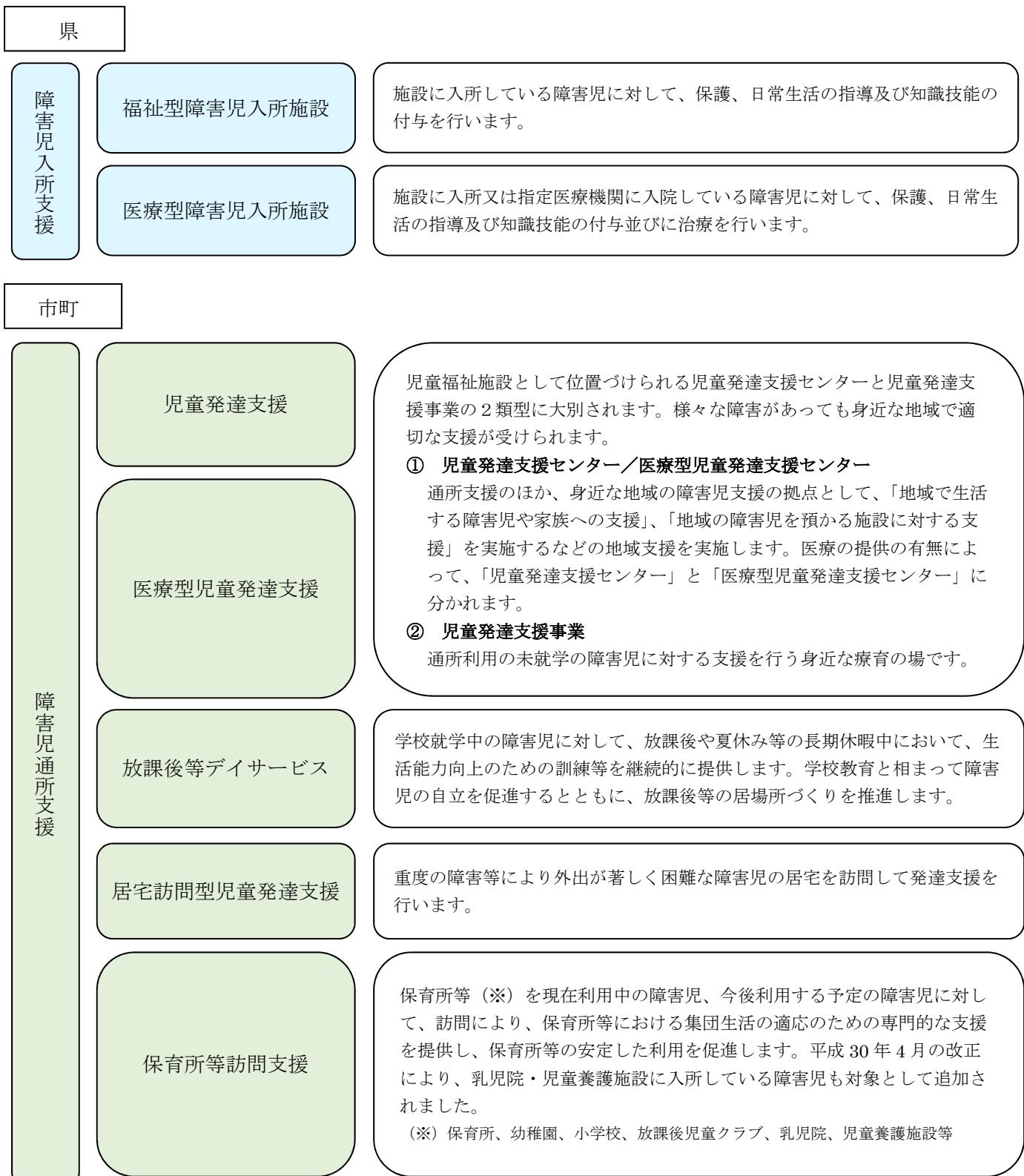
⑥ 生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じても、月額上限額や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(5) 障害児の福祉サービス

障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。また、一部、障害者総合支援に基づくサービスを利用することも可能です。

■県・市町における障害児を対象としたサービス



(6) 障害者総合支援法のサービス一覧

◆ 自立支援給付

区分	サービス名	サービス内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P65 及び 資料編2(1) 参照
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。入院時も一定の支援が可能です。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
訓練等給付	施設入所支援(障害者支援施設での夜間介護等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P68 及び 資料編2(5) 参照
	自立訓練 (機能訓練)(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	P66 及び 資料編2(4) 参照
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、結ばないB型があります。	
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。	P67 及び 資料編2(4) 参照
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	P68 及び 資料編2(3) 参照
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	P67 及び 資料編2(4) 参照

区分	サービス名	サービス内容	
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。	P14 及び 資料編 1(1) 参照
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	
	地域相談支援 (地域移行支援)	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。	
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。	

◆ 地域生活支援事業

区分	サービス名	サービス内容	
市町地域生活支援事業	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。	P76 参照
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援（居住サポート）事業があります。	P22 参照
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度が利用できない障害者に対し、必要な費用を補助します。	
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための研修の実施や法人後見を行う事業所の立上げ支援などの法人後見活動の推進を行います。	P76 参照
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の給付又は貸与を行います。	P61 参照
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害等により意思疎通を図るために支障がある障害者等に、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	P70 参照
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。	P75 参照
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。	P75 及び 資料編 4 参照
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	P75 参照
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。	P76 参照
県地域生活支援事業等	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	
	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について相談に応じ、必要な情報提供等を行います。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業等があります。	—
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町の域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。	—
	専門性の高い 意思疎通支援を行う 者の養成・派遣事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者等の養成又は派遣を行います。	P70・71 参照
	意思疎通支援を行う 者の派遣に係る市町 相互間の連絡調整事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする者が行政区画を越えて移動する等、市町派遣事業で対応できない派遣依頼に対応するための広域的なネットワークを整備するとともに、複数の市町の住民が参加する障害者団体等の会議等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	

◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容	
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	P69 及び 資料編3(2) 参照
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、放課後等に生活能力向上のための訓練等の支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	P69 及び 資料編3(1) 参照
	医療型障害児入所施設	施設入所又は指定医療機関に入院等している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。	
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成します。 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、利用計画を作成します。	P14 及び 資料編1(2) 参照

4 障害者手帳

障害のある人に、一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、障害者手帳の交付制度があります。

手帳の交付を受けることにより、障害者福祉サービスなどの提供を受けることができるようになります。

(1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人に交付されます。

障害程度の重度の人から順に1級～6級に区分され、さらに障害の種類に応じて、視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、内部障害などに分けられています。

区分	内 容 等
対象者	身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人（年齢制限等はなし）。（※50・51ページの身体障害者障害程度等級表参照）
窓口	お住まいの市区・町福祉事務所に相談してください。
手続の流れ	<p>① 市町から該当する診断書・意見書の様式を受け取ってください。</p> <p>② 県又は政令市及び中核市の指定を受けた、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師（以下「指定医師」という。）の診断を受け、診断書・意見書を書いてもらってください。</p> <p>指定医師は、県、広島市、呉市及び福山市のホームページで公開しています。</p> <p>③ お住まいの市区・町福祉事務所へ申請手続きをしてください。</p> <p>【持つて行くもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者診断書・意見書 ・写真2枚（横3cm×縦4cm、手帳申請から1年以内に撮影、原則脱帽して上半身を写したもので、無背景のもの。写真裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。） ・本人確認書類（運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード 等） ・個人番号がわかる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明者）
等級変更	障害の程度が変わったと思われる場合は、指定医師の診断書を添えて変更手続を行ってください。
住所・氏名変更	転居した場合は、新しい居住地の市区・町福祉事務所に、「居住地等変更届」を提出してください。 また、氏名を変更した場合も、届け出てください。
再交付	紛失または破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返還	手帳の交付を受けた人が死亡した場合は、手帳を返還する必要がありますので、お住まいの市区・町福祉事務所に返還してください。

身体障害者障害程度等級表

(太線より上は第1種を、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が 0.01 以下のもの			心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障害により自己の身辺の日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動がほとんど不可能なもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I / 4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(I / 2 視標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 dB 以上のもの(両耳全ろう)							ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2 級の 2 に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 dB 以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3 級の 2 に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの 4 両耳による普通話の語音明瞭度が 50 % 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 80 dB 以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の語音明瞭度が 50 % 以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えるかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 70 dB 以上のもの(40 cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが 90 dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50 dB 以上のもの									
7級											

4 障害者手帳

(身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号)

級別	肢 体 不 自 由				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 移動機能
	上 肢	下 肢	体 幹	上肢機能	
				移動機能	
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上を欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれかの一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して該当等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものとす。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

(2) 療育手帳の交付

障害の程度によって、Ⓐ（最重度）、Ⓑ（重度）、Ⓒ（中度）、Ⓓ（軽度）の手帳が交付されます。

区分	内容等
対象者	知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態にあり、県こども家庭センターにおいて、知的障害の判定を受けた人（年齢制限等はなし）
窓口	お住まいの市・町福祉事務所に相談してください。 ① 療育手帳予約専用ダイヤルで判定の予約をとってください。 療育手帳予約専用ダイヤル 082-400-9010 ② 判定を受けるまでにお住まいの市・町福祉事務所で申請手続をしてください。 【持つて行くもの】 <ul style="list-style-type: none">・療育手帳交付申請書（市・町の窓口にもあります。）・本人の写真1枚（横3cm×縦4cm、最近6ヶ月以内に撮影のもの。）・身体障害者手帳の写し（お持ちの方のみ）・本人のマイナンバー（個人番号）が分かるものと身元を確認するもの ③ 予約した日・場所で判定を受けてください。 ※ 初めて手帳を取得しようとする時は、知的障害であることを記載した主治医等の診断書が必要です。
新規申請	年齢に応じて、手帳の有効期限を定めています。 手帳に記載の <u>次回判定年月</u> が近づいたら、更新手続きをしてください。 ① 療育手帳予約専用ダイヤルで判定の予約をとってください。 療育手帳予約専用ダイヤル 082-400-9010 ② 判定を受けるまでにお住まいの市・町福祉事務所で申請手続をしてください。 【持つて行くもの】 <ul style="list-style-type: none">・療育手帳交付申請書（市・町の窓口にもあります。）・本人の写真1枚（横3cm×縦4cm、最近6ヶ月以内に撮影のもの。）・身体障害者手帳の写し（お持ちの方のみ）・現在お持ちの療育手帳 ③ 予約した日・場所で判定を受けてください。
居住地変更 氏名の変更	県内（広島市を除く。）の住所地に転居した場合、新しい居住地の市・町福祉事務所に、「療育手帳記載事項変更届」を提出してください。 なお、他都道府県及び広島市からの転入の場合は、新規申請が必要です。 氏名を変更した場合も「療育手帳記載事項変更届」を提出してください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返還	手帳の交付を受けた人が転出（他都道府県又は広島市）又は死亡した場合は、「返還届」に手帳を添えて、お住まいの市・町福祉事務所に返還してください。
備考	療育手帳の交付については、市・町の福祉事務所から連絡があります。 広島市にお住いの方は、市役所又は区役所にお問い合わせください。 更新申請は、次回判定年月の最終日の3ヶ月前から受け付けています。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

障害の程度によって、1級から3級までの手帳が交付されます。

区分	内容等
対象者	<p>精神疾患有する人のうち、精神障害のため長期間にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人。</p> <p>統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害など）、発達障害、その他の精神疾患の全てが対象ですが、知的障害（精神遅滞）は含まれません。</p>
窓口	お住まいの市・町担当課に相談してください。
手続の流れ	<p>①現在お住まいの市町から申請書・診断書の様式をもらってください。 (医療機関に置いてあるところもあります。)</p> <p>②精神疾患の治療を受けている医師に、診断書を書いてもらってください。</p> <p>③記入した申請書に診断書及び写真1枚（横3cm×縦4cm、最近1年以内に撮影、上半身を写した無背景のもの。写真の裏面に氏名を記載したもの。）を添えて、お住まいの市町担当課で申請手続をしてください。（郵送でもかまいません。）</p> <p>④精神保健福祉センターで承認、不承認、等級を審査して決定します。</p> <p>※診断書の代わりに精神障害を支給事由とする年金証書の写し、または特別障害給付金受給資格者証（精神障害によるもの）の写し等でも申請ができます。なお、個人番号を活用した情報連携により情報を把握する場合には、上記の書類を添付しないことができます。</p>
等級変更	障害の程度が変わったと思われる場合は、医師の診断書又は年金証書の写し等を添えて申請手続を行ってください。
居住地、氏名変更	転居した場合、新しい居住地の市町担当課に、変更届を提出してください。なお、他県及び広島市からの転入の場合は、県外（広島市を含む）からの住所変更による手帳交付手続が必要です。 氏名変更の場合も、変更届を提出してください。
再交付	紛失または破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返還	手帳の交付を受けた人が死亡した場合及び精神障害の状態がなくなった場合は、手帳を返還する必要がありますので、お住まいの市・町担当課に返還してください。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の有効期限は2年間です。 ・更新の申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

5 医療

障害に係る医療費の負担を軽減するため、自立支援医療と、重度の心身障害児（者）及び精神障害者の医療費助成などを行っています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
自立支援医療 (更生医療) 身	<p>身体障害者（18歳以上）の障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にするための医療費の給付を行っています。</p> <p>身体障害者手帳所持者で、更生医療の給付認定を受けた人が、受給者証に記載された病院・薬局等で受診した場合に対象となります。</p>	<p>自己負担額は原則として医療費の1割になります。</p> <p>世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。自己負担上限額超過後の自己負担はありません。</p>	市町
自立支援医療 (育成医療) 身	<p>身体に障害がある又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）が、その障害を除去・軽減する確実な効果が期待できる手術等の治療を行う場合に医療費の給付を行っています。</p> <p>育成医療の給付認定を受けた児童が、受給者証に記載された病院・薬局等で受診した場合に対象となります。</p>		市町
自立支援医療 (精神通院医療) 精	<p>精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費の給付を行っています。</p> <p>対象となるのは、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定をされた人で、給付を受けるためには、病院・薬局等において受給者証と上限額管理票の提示が必要です。精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態のみが対象で、受給者証に記載された病院等のみが対象となります。</p> <p>なお、入院して行われる医療や、歯科での治療は対象とはなりません。</p>		市町（認定は、広島市については、広島市精神保健福祉センターが、広島市以外の市町については広島県立総合精神保健福祉センターが行います。）
後期高齢者医療制度 身 知 精	65歳以上 75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請によって認定を受けた方は、後期高齢者医療制度へ加入することができます。	世帯の所得に応じて医療費の1割、2割、3割のいずれかになります。	市町（認定は、広島県後期高齢者医療広域連合が行います。）

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
重度心身障害児(者)医療費公費負担制度 身 知	<p>重度心身障害児(者)が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(入院時の食事に係る標準負担相当額等を除く。)を公費で負担しています。</p> <p>県内に居住し、身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けている人又は療育手帳Ⓐ、Ⓑの交付を受けている人が対象となります。</p>	<p>所得による支給制限があります。なお、一部負担金(1日200円)については、同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は入院14日まで、通院4日までとなります。</p>	<p>市町 一部負担金及び後期高齢者医療制度非加入の公費負担については、市町によって異なる場合がありますので、市町に問い合わせてください。</p>
精神障害者医療費公費負担制度 精	<p>精神障害者が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(通院のみ)を公費で負担しています。</p> <p>県内に居住し、精神障害者手帳1級の交付を受けており、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者証を所持している人が対象となります。</p>	<p>所得による支給制限があります。なお、一部負担金(1日200円)については、同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は通院4日までとなります。</p>	<p>市町 一部負担金及び後期高齢者医療制度非加入の公費負担については、市町によって異なる場合がありますので、市町に問い合わせてください。</p>
心身障害者(児)歯科診療 身 知	<p>心身障害者(児)を対象とした歯科診療を行っています。</p> <p>その他、障害者歯科診療のできる歯科診療所は、こちらのホームページを参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急医療 Net Hiroshima http://www.qq.pref.hiroshima.jp/ ○広島県歯科医師会 https://www.hpda.or.jp/search/ 	所定の利用料等	<p>広島口腔保健センター 電話 082-262-2555 呉口腔保健センター 電話 0823-25-4441 福山市歯科医師会口腔保健センター 電話 084-941-4444 子鹿医療療育センター 電話 0824-63-1151</p> <p>※予約が必要です。</p>
特定医療費(指定難病)支給認定事業	原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、指定難病について医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。	所得に応じて月額自己負担限度額を決定します。自己負担限度額超過後の自己負担はありません。	県(申請等窓口は、県保健所)、呉市保健所及び福山市保健所、広島市各区センター
小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るために、医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。	所得に応じて月額自己負担限度額を決定します。自己負担限度額超過後の自己負担はありません。	県(申請等窓口は、県保健所)、広島市各区センター、呉市保健所及び福山市保健所

6 年金・手当・貸付

障害のある人やその家族の安定した生活を支援するため、障害基礎年金や各種手当などが支給されます。

また、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、低利で資金を貸し付けています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
児童扶養手当 身 知 精	父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の者。以下「児童」という。）や、父又は母のいずれかが政令で定める程度の障害の状態である児童を、監護している父、母又は養育者に支給されます。	全部支給の場合 月額 44,140 円 一部支給の場合 月額 44,130 円 ～10,410 円 (児童1人の場合)	所得による支給制限があります。 市町
特別児童扶養手当 身 知 精	身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。	児童1人につき <u>重度(1級)</u> 月額 53,700 円 <u>中度(2級)</u> 月額 35,760 円	
特別障害者手当等 身 知 精	【障害児福祉手当】 身体、知的又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。	月額 15,220 円	
	【特別障害者手当】 身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。	月額 27,980 円	
	【経過的福祉手当】 従来の福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害を事由とする年金を受給していない20歳以上の人に支給されます。 ※現在は新規認定を行っていません。	月額 15,220 円	

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
国民年金 身 知 精	<p>障害程度が国民年金法で決められている「障害等級表」にあてはまる次の人々に支給されます。</p> <p>【障害基礎年金】</p> <p>I 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民年金加入期間 ② 60歳以上 65歳未満（国内居住者のみ） ③ 20歳未満 <p>II ①②の場合、初診日前において加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。 又は、初診日前一年間において保険料未納がないこと。 ③の場合、納付要件はありません。</p>	<p><u>1級</u> 月額 82,812 円</p> <p><u>2級</u> 月額 66,250 円</p> <p>※昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額は異なります。</p> <p>※18歳未満の子の人数に応じた加算があります。</p>	<p>③について は、所得による支給制限があります。</p> <p>年金事務所 予約受付 専用電話 0570-05-4890 市町</p>
厚生年金保険 身 知 精	<p>障害の程度が厚生年金法で決められている「障害等級表」にあてはまる次の人々に支給されます。</p> <p>【障害厚生年金】</p> <p>I 厚生年金保険の被保険者である間に障害の原因となった病気やけがの初診日があること。</p> <p>II 初診日前において加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間（国民年金の免除期間を含む）があること。 又は、初診日前一年間において保険料の未納がないこと。</p>	年金額は平均標準報酬によって決定します。	<p>年金事務所 予約受付 専用電話 0570-05-4890</p>
特別障害給付金 身 知 精	<p>【障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給していない方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 <p>※当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人に支給されます。</p>	<p><u>1級</u> 月額 53,650 円</p> <p><u>2級</u> 月額 42,920 円</p>	所得による支給制限があります。 市町

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等																
心身障害者扶養共済制度 □ 知 精	<p>保護者が毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、心身障害者に年金が生涯にわたって支給される任意加入の制度です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護者加入時年齢</th> <th>掛金月額 (1 口あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35 歳未満</td> <td>9,300 円</td> </tr> <tr> <td>35 歳以上 40 歳未満</td> <td>11,400 円</td> </tr> <tr> <td>40 歳以上 45 歳未満</td> <td>14,300 円</td> </tr> <tr> <td>45 歳以上 50 歳未満</td> <td>17,300 円</td> </tr> <tr> <td>50 歳以上 55 歳未満</td> <td>18,800 円</td> </tr> <tr> <td>55 歳以上 60 歳未満</td> <td>20,700 円</td> </tr> <tr> <td>60 歳以上 65 歳未満</td> <td>23,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年齢は加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢</p>	保護者加入時年齢	掛金月額 (1 口あたり)	35 歳未満	9,300 円	35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	年金額 <u>1 口加入の場合</u> 月額 20,000 円 <u>2 口加入の場合</u> 月額 40,000 円	低所得世帯等については、掛金の減額を行っています。 市町
保護者加入時年齢	掛金月額 (1 口あたり)																		
35 歳未満	9,300 円																		
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円																		
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円																		
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円																		
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円																		
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円																		
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円																		
生活保護の障害者加算の認定 □ 精	<p>生活保護を受けている人のうち</p> <p>① 身体障害者手帳 1～3 級</p> <p>② 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持している人は、生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。</p> <p>※ただし、②については、障害基礎年金 1、2 級の受給者及び対象疾病以外の方で手帳の交付日又は更新日が初めて医師の診療を受けた日（初診日）から 1 年 6 か月以上経過している場合に限られます。</p>		市町 福祉事務所																
生活福祉資金の貸付 □ 知 精	<p>経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的として、他の貸付等支援制度の利用が困難な障害者等の世帯を対象に無利子又は低利で資金を貸し付けます。</p> <p>※原則、他法・他制度の利用を優先的に検討していただくことになります。</p> <p>（※58、59 ページの生活福祉資金貸付制度一覧表参照）</p>		市町社会福祉協議会																

《生活福祉資金貸付制度一覧》

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※年金を受給している場合は、対象となりません。					
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額15万円以内 (2人以上) 月額20万円以内 ※貸付期間: 原則3か月以内、最長 12か月の延長申請(3か月ごとに3回)可	最終貸付日 から6か月 以内		連帯保証人 あり 無利子	原則1人 必要
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人 なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも申請可能
一時生活 再 建 費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金					
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用					
	生業を営むために必要な経費	460万円		20年		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年	連帯保証人 あり 無利子	原則1人 必要
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超える1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	貸付日(分割交付の場合 は最終貸付日)から6か月以内	5年	連帯保証人 なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも申請可能
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超える1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年		
	就職、機能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年		

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
緊急小口資金	<p>次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって、生活費が必要なとき ・ 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき ・ 会社からの解雇、休業等による収入減のため、生活費が必要なとき ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払により支出が増加したとき ・ 公共料金の滞納により、日常生活に支障が生じるとき ・ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・ 給与等の盗難によって、生活費が必要なとき ・ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められたとき 	10万円以内	貸付日から2か月以内	据置期間 経過後 12か月 以内	無利子	不要
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金					
教育支援費	<p>低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費</p> <p>※特に必要と認められる場合に限り貸付限度額の1.5倍まで申請可</p>	(高等学校) 月額3.5万円以内 (高等専門学校) 月額6万円以内 (短期大学) 月額6万円以内 (大学) 月額6.5万円以内	卒業後 6か月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金						
低所得者世帯向け不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	・土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時 まで	年3% 又は 毎年4月1日 時点の長期 プライムレート のいづれか 低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	・土地建物評価額の7割を標準 (集合住宅は5割) ・月額は貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)				不要

7 補装具・日常生活用具

障害のある人の職業活動や日常生活を容易にするための義手、義足、車椅子、補聴器などを購入・修理する際の補装具費の支給や日常生活の便宜を図るための障害に応じた日常生活用具の給付又は貸与を行っています。

施策の種類	内 容		費用負担等	申込機関名等
日常生活用具給付等事業 身 知 精 難 (各市町へ問い合わせてください。)	障害者・障害児の日常生活がより円滑に行われるよう次の用具の給付又は貸与を行っています。 ※対象となる用具の種目は、各市町により異なります。		世帯の課税状況により無料、一部負担又は全額負担	市町
対象	区分	用 具 参 考 例		
障害の区分なし	給付	火災警報器、自動消火器		
視覚障害者（児）	給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用体温計（音声式）、視覚障害者用ワードプロセッサー、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、盲人用時計、電磁調理器、盲人用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器		
聴覚障害者（児）	給付	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用屋内信号装置		
	貸与	福祉電話、ファックス		
音声・言語機能障害者（児）	給付	携帯用会話補助装置		
	貸与	ファックス		
視覚・聴覚重複障害者	給付	点字ディスプレイ		
肢体不自由者（児）	給付	便器、特殊便器、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具、情報・通信支援用具、特殊寝台、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、訓練用ベッド		
	貸与	福祉電話		
肢体不自由児	給付	訓練いす		
じん臓機能障害者（児）	給付	透析液加温器		
在宅酸素療法者	給付	酸素ボンベ運搬車		
呼吸器機能障害者（児）	給付	ネブライザー、電気式たん吸引器		
知的障害者（児）・精神障害者（児）	給付	頭部保護帽		
喉頭摘出者	給付	人工喉頭		
ストーマ造設者	給付	ストーマ装具		
高度の排尿機能障害者	給付	紙おむつ等、収尿器		
脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	給付	紙おむつ等		
難病患者等	給付	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、居宅生活動作補助用具		

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
補装具費の支給 身 難	身体上の障害を補うための用具を購入・修理・借受けをする際に補装具費の支給を行っています。	原則、定率の1割負担とし、所得に応じた負担上限額を設定。障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担を軽減。ただし、一定所得以上の場合は支給対象外。	市町
対 象			
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡		
聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）		
重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者（児）	重度障害者用意思伝達装置		
肢体不自由者（児）	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ		
肢体不自由児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具		
※借受けの対象種目：①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ②重度障害者用意思伝達装置の本体 ③歩行器 ④座位保持椅子			
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入や修理に要する費用の一部を助成します。 ※対象児は、次の要件の全てに該当する18歳未満の者。 ①広島県内の市町に居住していること。 ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上であること。 ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと。	補聴器の種類に応じ定めた基準額を上限とし、補聴器購入費等と基準額と比較して少ない方の額の1/3が自己負担。ただし、一定所得以上の場合は助成の対象外。	市町

補装具費の制度

① 補装具費支給の仕組み

- 補装具を利用する人の申請に基づき、補装具の購入、修理又は借受けが必要と認められたときに、市町は、補装具費の支給決定をします。
- 補装具を利用する人は、市町からの補装具費の支給決定を受けて、補装具製作業者と補装具の購入・修理・借受けにかかる契約を結びます。

② 補装具の定義

次の3つの要件をすべて満たすもの

- ア 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- イ 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一部品を継続して使用するもの
- ウ 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

③ 利用者負担について

利用者負担については、原則として1割を利用者が負担することとなっています。

ただし、世帯の所得に応じて、次の3区分の負担上限額が設定されています。

＜負担上限月額について＞

- 生活保護受給世帯等の人なら 0円
- 市町村民税非課税世帯の人なら 0円
- 市町村民税課税世帯の人なら 37,200円

＜生活保護への移行防止措置について＞

定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

障害者本人又は配偶者（障害児の場合は、本人又は他の世帯員）のいずれかが一定所得以上の場合（※）には補装具費の支給対象となりません。

※ 一定以上の場合は、本人又は配偶者（障害児の場合は、本人又は他の世帯員）のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合が該当します。

8 住宅

障害のある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
県営住宅への入居 身 知 精 難	<p>次のいずれかを所有している世帯は一般世帯より当選確率が高くなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳 (障害の程度が1~4級) 2 療育手帳(Ⓐ・A・Ⓑ) 3 精神障害者保健福祉手帳等(障害の程度が1~2級) 4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用している難病患者 	—	<p>各 地 域 の 県 営 住 宅 指 定 管 理 者</p> <p>※指定管理者については、県ホームページまたは県庁住宅課で確認してください。</p>
身体障害者世帯向け県営住宅 身	<p>身体障害者手帳(障害の程度が1~4級)の所有者で車いすを常用する身体障害者のいる世帯向けの県営住宅があります。</p> <p>身体障害者世帯向け県営住宅 計76戸 (広島市内31戸、吳市内8戸、竹原市内4戸、尾道市内12戸、 福山市内11戸、廿日市市内2戸、熊野町内5戸、坂町内3戸)</p>	住宅使用料等	

- ※ 市営住宅及び町営住宅において同様の施策を行っている市町があります。
お問い合わせはお住まいの市町住宅担当課へお願いします。
- ※ 障害福祉サービスの入所施設は「11 居住系サービス」参照。

9 訪問系サービス・短期入所

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスなどが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
居宅介護 (ホームヘルプ) 身 知 精 難	障害者・障害児が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、家庭を訪問して、食事・入浴等の介護、調理・洗濯等の家事並びに生活に関する相談・助言等の援助を行います。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。)	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
重度訪問介護 身 知 精	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護が必要な障害者が、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等の援助を総合的に行います。		
同行援護 身	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者・障害児につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。		
行動援護 知 精	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な障害者・障害児が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行います。		
重度障害者等包括支援 身 知 精 難	常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者・障害児のうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有しているものに居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。		
短期入所 (ショートステイ) 身 知 精 難	介護を行う人の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者・障害児を障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所させて、食事、入浴、排泄等の介護その他必要な支援を行います。		

10 日中活動系サービス

日常生活や就労に係るサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
療養介護 身 難	長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な障害者に対し、医療機関において、医学的管理の下での食事、入浴等の介護、日常生活上の相談支援や社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援等を行い、利用者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図ります。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。)、このほかに食費などの実費	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
生活介護 身 知 精 難	常時の介護が必要な障害者に対し、食事、入浴等の介護や日常生活上の支援、創作的活動や軽作業等の生産活動の機会の提供等を行い、利用者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図ります。		
自立訓練 (機能訓練) 身 難	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な身体障害者及び難病患者等に対し、期間を限定し、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。		
自立訓練 (生活訓練) 知 精	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のための支援が必要な知的障害者及び精神障害者に対し、期間を限定し、食事や家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。		
就労移行支援 身 知 精 難	就労を希望し、知識・能力の向上等により企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障害者に対し、期間を限定し、事業所における作業や企業における実習の機会の提供、職場探しや就労後の職場定着のための支援を行い、利用者の適性にあった職場への就労・定着を図ります。		
就労継続支援 (A型) 身 知 精 難	就労に必要な知識・能力の向上により、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。		
就労継続支援 (B型) 身 知 精 難	企業等や就労継続支援(A型)での雇用が困難な障害者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。		

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
就労定着支援 身 知 精 難	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行います。	所得に着目した負担（所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。）、このほかに食費などの実費	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
自立生活援助 身 知 精 難	知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でない障害者の一人暮らしを支援するサービスです。 定期的な居宅訪問や随時の対応等により利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。		